

地域連携型キャリア教育の実践と学生への影響 —ソーシャルワークフェスタ参加の教育的意義—

浜田知美・北川裕美子・西谷清美

要約

本研究は、地域と大学が協働して実施するキャリア教育が学生にもたらす教育的効果を明らかにすることを目的とした。福祉人材不足が深刻化する中、香川県内の社会福祉関連団体と大学が連携して企画したソーシャルワークフェスタに学生が参加し、その前後でアンケート調査と自由記述分析を行った。その結果、92.3%の学生が活動に満足を示し、84.6%がキャリア形成に影響があったと回答した。自由記述では、福祉職への関心の高まり、対人コミュニケーションの学び、新たな視点の獲得、専門職・当事者の語りからの学びが確認され、一方でキャリア選択の困難を抱える学生もみられた。さらに、社会人基礎力では「主体性」と「働きかけ力」に有意な向上が認められ、体験型学習の効果が示唆された。以上より、本取り組みは、福祉職へのキャリア形成と社会人基礎力の育成に寄与する地域連携型キャリア教育として一定の教育的効果を示したといえる。

キーワード：地域連携型キャリア教育 福祉職のキャリア形成 社会人基礎力
体験型学習 ソーシャルワークフェスタ

1. はじめに

現在の日本では、人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、各福祉現場においては利用ニーズが増加する一方で、担い手不足が深刻化している。実際、福祉関連職の求人を行っても応募が集まらず、大学に対して「学生へ呼びかけてほしい」と相談が寄せられることもある。

四国学院大学（以下、本学）は、地域の社会福祉に関する専門職団体と連携しながら、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職養成を進めてきた。また、学生の専門領域における学修の深化と、キャリア教育を通じた将来のキャリア形成を支援する教育活動も展開している。

その一環として筆者らは、香川県内の社会福祉関連団体⁽¹⁾が共催するソーシャルワーカーデーin かがわ 2025 のイベントに、学生の実践的キャリア教育を目的として参画した。2025年1月以降、各団体から選出された実行委員による委員会が月1回程度開催され、本学の実行委員も企画段階から参加した。そして、2025年9月28日に「ソーシャルワーカーデーin かがわ 2025 ソーシャルワークフェスタ」（以下、ソーシャルワークフェスタと省略）が開催された。

本学の学生も企画段階から参画し、準備・運営・振り返りに至るまで一連のプロセスを経験した。本研究では、この取り組みが学生にどのような影響を与えたのかを明らかにし、地域と連携して行うキャリア教育の意義と可能性について検討する。

2. 福祉職のキャリア形成支援

日本の福祉・介護の担い手不足は「2025年問題」⁽²⁾や「2040問題」⁽³⁾を背景に、かつてない深刻な状況に直面している。厚生労働省の推計では、介護職員だけで2026年度には約25万人、2040年度には約57万人が不足すると予測されている（厚生労働省 2025）。これまでも2025年度には約243万人～253万人の介護職員が必要とされる一方で、実際の確保数は約215万人程度に留まると推計され、約30万人～40万人規模の不足が生じる可能性があると考えられていたが、今後も高齢化の進行により介護需要が増大する一方で、生産年齢人口(15～64歳)の減少とも相まって労働力の確保が困難となる見込みである。

福祉人材確保の現状を概観すると、介護関係職種の全国有効求人倍率は約3.6～約4.0倍程度で高止まりしている。このことは、1人の求職者に対して約3.6～4件の求人があることを示しており、介護関係職種は全職業の平均倍率約1.1～1.2倍を大きく上回る高い水準で推移し慢性的な求人難であることがわかる（厚生労働省 2026）。さらに介護現場は外国人材なしでは立ち行かない状況になりつつあり、EPA(経済連携協定)や特定技能制度による受け入れが加速している。

また、障害福祉現場、とりわけ障害福祉サービス事業所の約84%が職員不足を訴えている等、きょうされん(旧称 共同作業所全国連絡会)の調査で、その深刻かつ常態化している現状が明らかになった(きょうされん 2025)。正規職員の募集に対する採用割合(充足率)は56.8%にとどまり、民間企業の平均である約70%を大きく下回っている。

障害福祉分野においては、単なる人手不足にとどまらず、職場の平均年齢が50歳を超える等の福祉現場の疲弊や、必要な職員体制が組めないことによるサービスの質の低下、少子高齢化による労働人口の減少に加え、障害福祉の認知度の低さから事業所経営の圧迫という構造的な問題に発展している。

現在、日本の介護現場を支えているのは主に40歳代～60歳代以上の中高年層である。介護労働者の平均年齢は年々上昇しており、介護労働実態調査(2023年度～2024年度)によると介護従事者全体の平均年齢は48.7歳～50歳となっている。また、60歳以上の従事者は全体の21.6%を占め、年々増加傾向にある(公益財団法人介護労働安定センター 2025)。高齢期を迎える介護者が、高齢者を介護・支援するという構図が見え隠れする。一方、比較的若年層の介護を含む福祉職はどうかというと、「正社員として働きたいが職がない」「正社員を確保できないため、やむを得ず非正規として採用する」という不本意非正規の状態に置かれている。非正規福祉職の場合、採用1年未満での離職率は極めて高く、離職者全体の約4～5割に達している(公益財団法人介護労働安定センター 2025)。介護職でみても同様の事態となっており、現場の負担増とさらなる人手不足を招く一因となっている。

人材不足の要因として、第1に他業種と比較して給与水準が低いことが挙げられる。国は「処遇改善加算」等でベースアップを図っているが、いまだ他産業との差は埋まっていない。また、介護を含む福祉の仕事の重要性が十分に理解されず社会的評価が低い傾向にあり、これら低い給与水準と社会的評価の低さが相まって福祉人材不足に拍車をかけている。第2に、身体介護に伴う身体的負荷をはじめ、人間関係のストレスや利用者への心理的配慮等、精神的な負担も大きい。労働時間の長さや不規則な勤務体系に加えて、職場内のサポート体制の整備が十分とは言えない状況にある。第3に、少子化に加えて「きつい・汚い・危険(3K)」といった、特に介護業界を指したネガティブなイメージによって、社会福祉や介護福祉の専門職を養成する専門学校や大学への入学者が減少し、若手人材が育ちにくい。第4に、一度採用しても指導できる人材の不足や指導する時間がないことによる早期離職がある。

第 5 に、中小規模の事業所では、慢性的な資金不足により処遇改善を経営主体で行うのが難しい、等が挙げられる（公益財団法人介護労働安定センター 2025）。

これらの課題に対して、国や自治体は福祉職の処遇改善策の実施や介護職の身体的・精神的負担を軽減するための ICT・介護ロボットの活用、外国人を含む多様な働き手の受け入れと育成、職場環境の改善等、総合的な人材確保対策を進めている⁽⁴⁾。また、入職前に昇進やスキルアップのプロセス(キャリアパス)を明確に示すことで、求職者がイメージしていたやりがいや業務内容と、実際の福祉現場で求められる負担や人間関係との間に大きなギャップが生じるというミスマッチによる早期離職を防ごうとする動きもある。

以上、福祉人材不足の現状と課題、とりわけ人材確保を困難とする背景や人材不足の要因と対策について概観した。人口減少や少子高齢化、生産労働人口の減少、さらには非正規労働等の社会的課題がそのまま福祉人材の確保を困難にさせていることがわかった。福祉職は経験や資格が直結する分野であり、専門性を高め将来の見通しをもって長く働き続けられるよう長期的な視点での教育が必要である。

3. 社会人基礎力

社会人基礎力とは、職場や地域社会において、多様な人々と協働しながら仕事を進めるために必要な基礎的能力として、経済産業省が 2006 年に提唱した概念である。専門知識や技術とは別に、「社会で働くうえで土台となる力」として位置づけられており、3つの能力群と 12 の能力要素から構成されている。それぞれの構成要素については表 1 に示した通りである。

表 1 社会人基礎力の構成要素

3つの能力群	12の能力要素	定義
前に踏み出す力 (アクション)	主体性	物事に進んで取り組む力
	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力
	実行力	目的を設定し確実に行動する力
考え抜く力 (シンキング)	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力
	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力
	創造力	新しい価値を生み出す力
チームで働く力 (チームワーク)	発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力
	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力
	ストレスコントロール力	ストレスの発生源に対応する力

近年、福祉専門職養成においては、専門的知識や技術に加えて、主体的に行動し、多様な関係者と協働しながら課題解決に取り組む能力の育成が重視されている（日本社会福祉士養成校協会 2019）。この観点から、社会人基礎力は福祉専門職教育における基盤的能力として重要な位置を占める。

福祉専門職を志す学生にとって、社会人基礎力は専門的知識や技術を支える基盤となる。福祉現場では、個人や組織・地域社会の Well-Being を高めるために、前に踏み出す力（アクション）、考え抜く力（シンキング）、そして利用者・家族・多職種・地域住民など多様な関係者と協働してチームで働く力（チームワーク）が求められる。これらの能力はソーシャルワーク実践力と密接に関連しており、大学教育において社会人基礎力を育成することは、福祉人材育成の観点からも不可欠である。

4. ソーシャルワークフェスタ

海の日には「ソーシャルワーカーデー」と定められており、毎年、全国の都道府県でソーシャルワークの認知向上と市民理解の促進を目的とした各種イベントが開催されている。香川県においても 2025 年度のソーシャルワーカーデーに向けたイベント企画を行うため、県内の社会福祉関連団体が委員を各 1 名選出し、2025 年 1 月 28 日に第 1 回実行委員会が開催された。その中で、福祉現場で働きたいと考える若者の減少や、福祉現場の魅力が十分に発信できていないことなど、共通する課題が共有された。これを受け、各団体がイベント内容の検討を進めることとなった。

本学では学生にこれらの課題を提示し、「どのようなイベントであれば若者に福祉の魅力が伝わるか」を問いかけた。その結果、学生からは「マルタスで開催されたクリスマスマルシェ⁽⁵⁾のように、若者や親子連れが参加しやすい雰囲気が必要である」との意見が出され、アニメやゆるキャラの参加、手ごろな飲食販売、様々な体験ができるワークショップ、カードゲーム等の子どもも大人も楽しめる企画が提案された。また、ソーシャルワーク実践として、ストレングスモデルに基づいた短所を長所に言い換えるリフレーミングを体験できるブースの設置案も示された。

これらの学生のアイデアは実行委員会にフィードバックされ、他団体の提案と統合する形で「ソーシャルワーカーデーin かがわ 2025 ソーシャルワークフェスタ」として企画が具体化した。開催時期については、学生の帰省がある夏休みを避け、9 月開催とされた。イベント当日までに、月 1 回程度の頻度で計 7 回の実行委員会が開催され、準備が進められた。

本学の学生は 4 月から参加目的と出店内容を検討し、準備を進めた。参加目的としては、「初対面の人との関わり方を体験する」「自分も周囲も楽しめるあり方を見つける」「ソーシャルワーク実践を行う」の 3 点が掲げられた。具体的な手段として、①「集まれ！カドグの森」をテーマに 1 時間ごとにソーシャルワークに関連するゲームを体験できるブース、②短所を長所に変換したストレングスカードのプレゼント、③ゆるキャラショーへの参加が設定された。役割分担は、ゲームブース、ストレングスカード、ゆるキャラショー、会場看板の作成、他ブース支援などに細分化され、学生は当日までに準備やリハーサルを重ねた。

ソーシャルワークフェスタは 2025 年 9 月 28 日 11 時から 15 時 30 分まで開催された。本学学生は 9 時に集合し、会場看板の作成、ブースの設営、運営、片付けまでを実行委員および当日スタッフと協働して担い、16 時 30 分頃に解散した。なお、当日の運営に携わった実行委員とスタッフはすべてボランティアであり、その総数は 124 名であった。

イベントには本学に加えて 3 つの専門学校も参加し、各校が特色ある体験型ブースの設置やイベントを行った。四国医療福祉専門学校は白内障の方への接し方体験を、さぬき福祉専門学校は伝筆・手話体験を提供し、来場者が福祉に関する実践的学習を行える機会となった。また、ふくしの写真パネル展示や、ふくしのまちづくりワークショップなどのブースが設置され、地域福祉施設による飲食や菓子販売も行われた。さらに、ステージイベントとし

て、ふくしゆるキャラ紹介、〇×クイズ、四国学院大学専門学校によるボッチャ体験、福祉の仕事トークショーが実施され、スタンプラリーも併催された。来場者数は約 300 名であった。

イベント後の本学学生の振り返りでは、連携や説明ができるようになったといった肯定的な学びが示される一方で、連携の難しさや説明方法の工夫、世代に応じた対応の必要性、ブースの意図を共有する重要性、自分の役割以外への理解の必要性など、多様な学びと課題が挙げられた。これらは、学生が実践を通して協働の複雑さやコミュニケーションの調整、運営上の視点の広がり認識していたことを示しており、イベント参加が単なる成功体験にとどまらず、課題発見と省察を促す教育的機能を果たしていたことを示唆している。

5. アンケート調査

5.1 調査目的

本調査は、ソーシャルワークフェスタ本学学生参加者の活動参加前・活動参加後（以下、事前・事後とする）における意識等の変化を検証することを目的に実施した。

5.2 調査方法

2025 年 9 月および 10 月に、ソーシャルワークフェスタのボランティアスタッフとして関わった本学学生に Google フォームを用いて、事前・事後の 2 回アンケート調査を実施した。事前アンケート調査における有効回答者数は 23 人（有効回答率 100%）、事後アンケート調査における有効回答者数は 26 人（有効回答率 100%）であった。質問項目は下記の通りである。今回は、ソーシャルワークフェスタに大学生が参加することでキャリアに与える影響を考察することが目的であるため、年齢、性別、学年、のクロス集計は行っていない。データの集計と分析にあたっては、Microsoft の Excel およびフリーソフトの jamovi (ver2.6.44)を使用した。

事前アンケートにおける質問項目

- 問 1 性別
- 問 2 学年
- 問 3 ソーシャルワーク・社会福祉に関する活動経験の有無
- 問 4 問 3 で活動経験がないと回答した理由
- 問 5 在学中のソーシャルワーク・社会福祉に関する活動経験の評価
- 問 6 在学中のソーシャルワーク・社会福祉に関する活動経験の参加意向
- 問 7 社会人基礎力（計 36 項目）

事後アンケートにおける質問項目

- 問 1 性別
- 問 2 学年
- 問 3 ソーシャルワークフェスタ参加後の満足度
- 問 4 ソーシャルワークフェスタ参加によるキャリア形成の影響
- 問 5 ソーシャルワークフェスタ参加後の感想（自由記述）
- 問 6 在学中のソーシャルワーク・社会福祉に関する活動経験の評価
- 問 7 在学中のソーシャルワーク・社会福祉に関する活動経験の参加意向
- 問 8 社会人基礎力（計 36 項目）

5.3 倫理的配慮

四国学院大学の「人を対象とする研究倫理基準」に準拠したインフォームド・コンセントの内容は書面で示し、かつ口頭にて教示した。また、本調査においては事前・事後の回答を照合するため、識別可能な情報を取得したが、分析時には削除した上で匿名化データを用いた。データは調査結果分析担当者が適切に管理した。

5.4 調査結果

5.4.1 調査協力者の属性

事前調査の有効回答者は23名であり、性別では男子学生が13名（56.5%）、女子学生が8名（34.8%）、無回答が3名であった。学年別では3年生が17名（73.9%）と最も多く、次いで4年生が6名（26.1%）であった。

事後調査の有効回答者は26名であった。性別の内訳は、女子学生15名（57.7%）、男子学生11名（42.3%）であった。学年別では、3年生が17名（65.4%）と最も多く、次いで4年生が6名（23.1%）、2年生が3名（11.5%）であった。

5.4.2 これまでのソーシャルワーク・社会福祉活動経験

事前調査で、これまでのソーシャルワークや社会福祉に関する活動経験の有無について尋ねたところ、実習を除いた活動経験が「ある」と回答した学生は14名（60.9%）であり、「ない」と回答した学生は9名（39.1%）であった。約6割の学生が、在学中に何らかの形でソーシャルワーク・社会福祉に関する活動経験を有していることが示された。

5.4.3 活動参加後の満足度・キャリア形成への影響

事後調査では、ソーシャルワークフェスタ参加後の評価として、「ソーシャルワークフェスタに参加して、全体的な満足度はいかがでしたか」および「ソーシャルワークフェスタへの参加は、あなたの今後のキャリア形成にどの程度影響がありましたか」の2項目について質問を行った。

(1) 活動参加後の満足度

「ソーシャルワークフェスタに参加して、全体的な満足度はいかがでしたか」という質問に対して、「不満」から「とても満足している」までの5件法で回答を求めた。その結果、「とても満足している」と回答した学生が最も多く16名（61.5%）であり、「満足している」が8名（30.8%）、「どちらともいえない」が2名（7.7%）であった。全体の92.3%（24名）が「満足している」または「とても満足している」と回答しており、ソーシャルワークフェスタは参加学生にとって総じて満足度の高い活動であったことが示された。

(2) キャリア形成への影響

「ソーシャルワークフェスタへの参加は、あなたの今後のキャリア形成にどの程度影響がありましたか」という質問に対して、「全く影響はなかった」から「非常に影響があった」までの4件法で回答を求めた。その結果、「非常に影響があった」および「影響があった」と回答した学生は22名（84.6%）であった。一方、「あまり影響がなかった」は3名（11.5%）、「全く影響がなかった」は1名（3.8%）であった。これらの結果から、ソーシャルワークフェスタは参加学生にとってキャリア形成に一定の影響を及ぼしていたこ

とが示唆された。

(3)各項目を選択した理由（自由記述）

さらに、各項目を選択した理由について自由記述で尋ねたところ、26件の回答が得られた。その内容は①福祉職への関心の高まり、②対人コミュニケーションの学び、③経験を通じた新たな視点の獲得、④専門職・当事者の語りからの学び、⑤キャリア選択の困難の5つに分類された（表2）。

表2 評価理由に関する自由記述のカテゴリー分類

カテゴリー	内容	件数
① 福祉職への関心の高まり	福祉への興味、就職意識、仕事の視野拡大、これからのことを考えるきっかけ等	10
② 対人コミュニケーションの学び	多様な人との関わり方、伝え方、等	6
③ 経験を通じた新たな視点の獲得	新しい経験、参考になった、視野の広がり等	4
④ 専門職・当事者の語りからの学び	現場の話、専門職の体験談、当事者の話等	3
⑤ キャリア選択の困難	進路について考えることは難しい、こうなりたいとかはなかった、何をするか決まっていない	3

①福祉職への関心の高まりに関する記述が最も多く10件確認された。学生は福祉職への関心が高まったことや、福祉分野への就職を視野に入れるようになったこと、ソーシャルワークの具体的なイメージを持てるようになったことを述べていた。これらは、イベントが学生のキャリア形成に直接的な影響を与えていたことを示している。

②対人コミュニケーションの学びが6件確認された。ここでは、他者との関わり方、相手に伝わる説明の工夫、状況に応じた柔軟な対応など、ソーシャルワークの基盤となる対人関係技術に関する気づきが示されていた。

③経験を通じた新たな視点の獲得に関する記述が4件確認された。学生は、普段触れることのない福祉の現場や多様な人々との関わりや対話を通して新たな視点を得たこと、またその経験が将来を考える契機となったことを述べていた。

④専門職・当事者の語りからの学びは3件確認された。学生は、福祉専門職がどのようにキャリア選択を行ってきたのか、また多様な福祉の実践経験や当事者の語りに触れることで、福祉現場に対する認識やキャリア選択をより現実的かつ具体的に捉えるようになったことが示唆された。

⑤キャリア選択の困難に関する記述が3件確認された。進路について考えることの難しさや将来像の不明確さが示されており、学生がキャリア形成の初期段階において不確実性を抱えていることがうかがえる。一方で、このような迷いや不確実性は、実践的な学習経験を通して自己理解を深める契機にもなり得ることから、キャリア形成支援においては、学生の探索を支える学習環境の整備が重要であると考えられる。

以上の結果から、ソーシャルワークフェスタへの参加は、学生に対して福祉職への関心

の高まりや対人援助に関する学び、新たな視点の獲得、専門職理解の深化、さらにはキャリア選択に伴う迷いや不確実性を自覚する契機など、多面的な影響をもたらしていたことが明らかとなった。これらの学びは、学生が福祉職をより具体的かつ現実的に捉えることを促し、キャリア形成の基盤を育む上で重要な役割を果たしていたと考えられる。

5.4.4 ソーシャルワークフェスタを通して感じたこと・考えたこと（自由記述）

次に事後調査でソーシャルワークフェスタを通して感じたこと・考えたことについて自由記述で尋ね 25 件の回答を得た。その結果を、セグメント化し内容に基づいて 4 つのカテゴリーに分類した。学生の記述は①福祉理解の深化と広がり、②イベントの意義・価値に関する肯定的評価、③イベント運営上の課題、④他者との交流による学び、の 4 つに整理できた（表 3）。

表 3 感じたこと・考えたことの自由記述のカテゴリー分類（セグメント化し分類）

カテゴリー	内容の例	件数
① 福祉理解の深化と広がり	「福祉に対する考えが広がった」「普段できない経験」「福祉を知ってもらう機会をふやしたい」「遊びを通して知識をつけられた」等	9
② イベントの意義・価値に関する肯定的評価	「やりがいがあるイベントだと思えた」「有意義なイベントだと感じた」「どんな人にも楽しんでもらえる」等	8
③ イベント運営上の課題	「会場が狭くて通りにくい」「開けた場所の方が興味をもってもらえる」「福祉を知ってもらう機会を増やしたい」「自由参加の方が学べる」「専門用語を説明する難しさ」「ブースの滞在時間が短い」等	7
④ 他者との交流による学び	「来た人に喜んでもらえて嬉しかった」「多くの人と関わった」「様々な年代の人たちとの交流」等	6

①福祉理解の深化と広がりに関する記述が 8 件確認された。学生は来場者との対話や体験型活動を通して福祉を具体的に捉えるようになり、理解が広がったと述べていた。これは、教室内の学習では得がたい「福祉を自分ごととして考える経験」が促されたことを示しており、専門職養成における価値観や態度形成に寄与する点で、地域連携型キャリア教育の教育的意義を裏付けるものである。

②イベントの意義や価値に関する肯定的評価が 8 件確認された。学生は、イベントが有意義であったこと、来場者に楽しんでもらえたこと、活動にやりがいを感じたことなどを述べており、これらの背景には、自ら企画・運営に関わり、来場者の反応を直接受け取った経験が影響していると考えられる。こうした記述は、社会的貢献と学習活動が結びつくサービスマーケティングの特性が、本イベントにおいても発揮されていたことを示唆している。

③イベント運営上の課題に関する記述が 7 件確認された。会場の動線や開放性、専門用語の説明の難しさ、参加者の滞在を促す工夫など、運営面の改善点が指摘されていた。これら

は、学生が実際の運営に携わる中で認識した実践的な課題であり、課題発見力や企画力の育成につながる学びであるといえる。

④他者との交流による学びに関する記述が6件確認された。学生は、福祉専門職や多世代の来場者との交流を通じて多様な価値観に触れ、参加者にどのようにすれば喜んでもらえるかを考える姿がみられた。こうした経験は、対人援助職に求められる多様性理解やニーズ把握を体験的に学ぶ機会となっていたと考えられる。

以上の結果から、これら4つの側面は、地域連携型キャリア教育が、知識の獲得に加えて、体験型活動を通じた福祉理解の深化、社会的意義の実感、他者との関わりを通じた学び、さらには運営上の課題発見と改善といった、多層的な学習経験を学生にもたらししていることを示している。これらの経験は、学生が福祉をより具体的かつ自分ごととして捉える契機となり、対人援助職に求められる価値観・態度・実践的思考の形成に寄与していると考えられる。すなわち、本取り組みは、福祉専門職を志す学生にとって、専門性の基盤形成に寄与する教育的効果を有しているといえる。

5.4.5 活動参加の評価・参加意向に関する活動の事前・事後の変化

活動参加の評価・参加意向に関する活動の事前・事後の変化および社会人基礎力得点の変化については、事前・事後の両調査に回答し、照合可能であった20名を分析対象とした(n=20)。

(1)大学在学中におけるソーシャルワーク・社会福祉活動への評価および参加意向の変化
大学在学中におけるソーシャルワーク・社会福祉活動への評価および参加意向について、事前・事後の得点を比較するため、対応のあるt検定を行った(表4)。

表4 大学在学中におけるソーシャルワーク・社会福祉活動への評価と参加意向

		N	平均値	標準偏差	自由度	p	効果量
大学時代にソーシャルワークや社会福祉に関する活動に参加する機会があることは良いと思うか	事前	20	4.45	0.83	19.00	0.03*	-0.52
	事後	20	4.80	0.52			
今後在学中にソーシャルワークや社会福祉に関する活動の機会があれば参加したいか	事前	20	4.40	0.68	19.00	0.54	-0.14
	事後	20	4.50	0.61			

* p<.05

その結果、「大学時代にソーシャルワークや社会福祉に関する活動に参加する機会があることは良いと思うか」という項目において、事後の平均値(M=4.80, SD=0.52)は事前の平均値(M=4.45, SD=0.83)よりも有意に高かった(p<.05)。効果量は中程度であり(Cohen's d=0.52)、大学在学中に社会福祉・ソーシャルワークに関する活動の機会があることに対する評価が向上したことが示唆された。

一方、「今後在学中にソーシャルワークや社会福祉に関する活動の機会があれば参加したいか」という項目については、事後の平均値(M=4.50, SD=0.61)は事前の平均値(M=4.40, SD=0.68)をわずかに上回ったものの、統計的に有意な差は認められなかった。効果量も小さく(d=0.14)、参加意向については大きな変化は確認されなかった。

活動への評価は向上したが、参加意向は事前から高水準であったため大きな変化はみられなかったといえる。評価の向上は理解の深化を示す一方、参加意向には現実的制約が影

響している可能性が示唆された。

(2) 社会人基礎力の各領域における得点の変化

本研究では、山下・行廣（2016）が作成した社会人基礎力尺度を用いた。本尺度は、経済産業省の提唱する3領域12能力要素に基づく自己評価式尺度（合計36項目）であり、4件法（1=あまり当てはまらない～4=よく当てはまる）で回答を求める形式で構成されている。事前・事後における各要素別の合計得点の平均値を比較するために、対応のあるt検定を行った（表5）。その結果、主体性において、事後の得点（M=10.40, SD=1.76）は事前の得点（M=8.95, SD=1.67）よりも有意に高く（ $p < .001$ ）、効果量も大きかった（Cohen's $d = 0.92$ ）。また、働きかけ力においても、事後の得点（M=9.45, SD=2.09）は事前の得点（M=8.75, SD=1.62）より有意に高く（ $p < .05$ ）、中程度の効果量が認められた（ $d = 0.49$ ）。課題発見力については、有意水準5%に近い値が示され、事後の得点（M=10.00, SD=1.92）が事前の得点（M=9.45, SD=1.73）を上回る傾向がみられた。効果量は中程度であった（ $d = 0.46$ ）。

表5 社会人基礎力の領域ごとにおける得点変化とT検定結果

		N	平均値	中央値	標準偏差	自由度	p	効果量
主体性	事前	20	8.95	9.00	1.67	19.00	0.001*	-0.92
	事後	20	10.40	11.00	1.76			
働きかけ力	事前	20	8.75	9.00	1.62	19.00	0.04**	-0.49
	事後	20	9.45	9.00	2.09			
実行力	事前	20	9.60	9.00	1.64	19.00	0.84	0.05
	事後	20	9.55	10.00	1.79			
課題発見力	事前	20	9.45	9.00	1.73	19.00	0.05	-0.46
	事後	20	10.00	10.50	1.92			
計画力	事前	20	9.10	9.00	1.92	19.00	0.11	-0.38
	事後	20	9.85	10.00	1.84			
想像力	事前	20	9.25	9.00	1.86	19.00	0.92	-0.02
	事後	20	9.30	9.00	1.95			
発信力	事前	20	8.70	9.00	1.75	19.00	0.12	-0.37
	事後	20	9.30	9.00	1.84			
傾聴力	事前	20	9.75	10.00	1.45	19.00	0.60	-0.12
	事後	20	9.90	10.00	1.68			
柔軟性	事前	20	9.75	9.00	1.97	19.00	0.19	-0.31
	事後	20	10.20	11.00	1.82			
状況握力	事前	20	9.70	9.00	1.56	19.00	0.34	-0.22
	事後	20	10.10	10.00	1.68			
規律性	事前	20	10.40	11.00	1.67	19.00	0.57	-0.13
	事後	20	10.60	11.00	1.64			
ストレスコントロール力	事前	20	9.45	9.00	1.57	19.00	0.18	-0.31
	事後	20	9.95	9.50	1.76			

* $p < .001$ ** $p < .05$

一方、実行力、計画力、想像力、発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力については、事前・事後の平均値において上昇がみられる領域もあったものの、統計的に有意な差は認められなかった。ただし、これらの領域の一部では小から中程度の効果量が示されており、一定の変化の可能性が示唆された。

以上の結果から、主体性および働きかけ力で有意な向上が認められ、活動が主体的行動の促進に一定の効果をもたらした可能性が示唆された。一方、他の領域では有意差は認められなかったが、効果量や平均値の変化から、今後の検討余地があると考えられる。

6. 考察

本研究は、福祉職のキャリア形成支援および社会人基礎力の育成という観点から、ソーシャルワークフェスタへの参加が学生にどのような教育的効果をもたらしたのかを明らかにすることを目的とした。具体的には、イベント参加前後に実施したアンケート調査をもとに、学生がどのような学びや変容を経験したのかを分析し、地域と連携して行うキャリア教育の意義と可能性について考察する。

6.1 福祉職のキャリア形成支援の観点からの考察

学生のアンケートおよび自由記述の分析から、ソーシャルワークフェスタへの参加は、学生のキャリア形成に多面的な影響を及ぼしていることが明らかとなった。まず、活動後の満足度では 92.3%の学生が満足を示しており、本取り組みが学習経験として肯定的に受け止められていたことが確認された。また、キャリア形成への影響についても 84.6%が「影響があった」と回答しており、本取り組みが学生の職業意識を高めるとともに、キャリア選択の形成にも寄与していたことが示唆される。

自由記述の分析では、まず福祉職への関心の高まりに関する記述が最も多く 10 件確認された。学生は福祉職への興味を深め、将来像をより具体的に描くようになっており、専門職の語りや実践場面に触れる経験がキャリア形成の初期段階において重要な役割を果たしていることが示された。

また、対人コミュニケーションの学び（6 件）は、対人援助職に不可欠な基礎的スキルの獲得につながっており、実践的なキャリア教育としての意義が認められる。さらに、経験を通じた新たな視点の獲得（4 件）や専門職・当事者の語りからの学び（3 件）からは、学生が自己理解を深め、福祉の専門性や社会的役割を多角的に捉えるようになったことが明らかとなった。

一方で、キャリア選択の困難（3 件）に関する記述もみられ、学生が将来の方向性に迷いや不確実性を抱えていることが示された。こうした困難はキャリア形成の初期段階に一般的にみられる特徴であるが、実践的な学習経験を通して自己理解を深める契機ともなり得る。

加えて、ソーシャルワークフェスタを通して感じたこと・考えたことに関する自由記述では、福祉理解の深化と広がり（9 件）、イベントの意義・価値に関する肯定的評価（8 件）、運営上の課題（7 件）、他者との交流による学び（6 件）が示された。特に、福祉理解の深化と広がりや協働経験は、福祉専門職に求められる価値観・態度・協働性の基盤形成に寄与する。また、運営上の課題に関する記述は、学生が実践を通して課題発見力や改善思考を獲得していたことを示し、専門職としての成長に不可欠な省察的学習が促されていたと考えられる。

以上を総合すると、ソーシャルワークフェスタは、福祉職を志す学生に対して、①キャリ

ア選択の形成、②対人援助スキルの基礎的学習、③専門職理解の深化、④価値観の変容、⑤課題発見と省察の促進といった多層的なキャリア形成支援の機能を果たしていたといえる。すなわち、本取り組みは、地域連携型キャリア教育の枠組みを通じて、学生が福祉専門職としての基盤を形成するうえで有効な教育実践であることが示唆された。

6.2 社会人基礎力の育成の観点からの考察

本研究では、ソーシャルワークフェスタへの参加前後における社会人基礎力の変化を検討した。その結果、「主体性」および「働きかけ力」に有意な向上が認められ、「課題発見力」にも有意傾向が示された。これらの要素のうち、「主体性」および「働きかけ力」は、いずれも「前に踏み出す力」に含まれる下位要素である。すなわち、本活動は特に行動開始や他者への積極的関与に関わる側面に影響を与えた可能性が示唆される。

この結果は、体験型学習理論とも整合的である。Kolb (1984) は、具体的経験と振り返りを通じた学習循環が能力形成を促進すると指摘している。ソーシャルワークフェスタは、学生が地域の専門職と協働し、実際の企画・運営に関与する実践的場であった。単なる知識習得型学習とは異なり、「役割を担う経験」や「他者との相互作用」が行動的能力の形成を促進したと考えられる。

さらに、先述した通りソーシャルワーカー専門職養成においては、知識・技術のみならず、主体的に行動する態度の形成が重要視されている（日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2020）。特に地域共生社会が強調される現代においては、専門職志向学生においても、専門領域内にとどまらず他者と協働しながら課題解決に関与する姿勢が求められている。本調査結果は、地域連携型教育がその基盤形成に寄与する可能性を示すものといえる。

一方で、「チームで働く力」や「考え抜く力」に属する多くの要素では統計的有意差は確認されなかった。この点については、第 1 に、対象学生が福祉を専攻しており、もともと対人支援に対する態度や協働意識を一定程度有していた可能性がある。第 2 に、社会人基礎力の中でも「傾聴力」「柔軟性」「ストレスコントロール力」などは、短期的経験よりも継続的实践を通じて漸進的に形成される側面が強いと考えられる。本研究の活動期間は限定的であり、能力の内在化・定着までを測定するには十分ではなかった可能性がある。

それでもなお、「主体性」と「働きかけ力」に比較的大きな効果量が示された点は重要である。近年、大学教育においては「アクティブラーニング」や「サービ斯拉ーニング」の有効性が指摘されている（中央教育審議会 2012）。本研究の取り組みは、地域専門職団体と連携した実践的キャリア教育という点で、サービ斯拉ーニングの要素を含むものであり、行動的コンピテンシーの向上に寄与する可能性を実証的に示したと評価できる。

以上より、ソーシャルワークフェスタは、社会人基礎力の中でも特に「前に踏み出す力」に関連する行動的側面に対して一定の教育的効果を有していたと考えられる。今後は、継続的な地域連携活動を通じた縦断的研究を行い、能力形成の持続性および他の下位要素への波及効果を検討する必要がある。

6.3 地域連携型キャリア教育実践が学生に与えた影響

本研究の結果から、ソーシャルワークフェスタという地域連携型キャリア教育の取り組みは、学生の福祉職へのキャリア形成と社会人基礎力の向上という二つの側面において一定の教育的効果を有していたことが明らかとなった。まず、福祉職のキャリア形成支援の観点では、学生が福祉の専門職の役割や魅力に触れたことで、福祉職を将来の選

択肢として再認識する契機となっていた。これは、福祉人材不足という社会的課題に対して、大学教育が地域と協働しながら人材育成に寄与し得ることを示す知見である。

また、社会人基礎力の観点では、「主体性」や「働きかけ力」といった「前に踏み出す力」に有意な向上が認められた。これは、学生が地域の専門職と協働し、役割を担いながら実践的に活動するという体験型学習の特性によるものと考えられる。特に、企画・運営・当日の対応といった一連のプロセスを学生が主体的に担ったことは、行動開始や他者への積極的関与を促進し、社会人基礎力の育成に寄与したといえる。

一方で、課題も明らかとなった。学生アンケートからは、福祉への関心が高くない層へのアプローチの難しさが示されており、福祉職を志向する学生へのキャリア教育支援における課題として浮き彫りとなった。また、社会人基礎力のうち「考え抜く力」および「チームで働く力」に属する多くの要素では統計的有意差が認められなかった。これらの能力領域には、短期間の活動では定着しにくい特性をもつものも含まれる。そのため、本取り組みのように活動期間が限定されている場合には、能力の変化が生じにくかった可能性が示唆される。今後は、継続的な地域連携活動を通じて能力形成の持続性や他要素への波及効果を検証する必要がある、地域連携型キャリア教育を単発的な取り組みで終わらせず、継続的に改善・発展させていく必要があると考える。

以上を総合すると、ソーシャルワークフェスタは、学生に対して福祉職への興味を高めるキャリア形成支援としての機能と、主体性や働きかけ力といった社会人基礎力の育成を促す教育的効果を併せ持つ取り組みであったといえる。同時に、地域住民への福祉理解の促進や、福祉人材育成に向けた地域と大学の協働の可能性を示す実践でもあった。今後は、課題を踏まえて継続的な地域連携の仕組みづくりや、学生の学びを深化させる教育デザインの検討を進めることで、地域と大学が協働して福祉人材育成に取り組むモデルとしてさらに発展させていくことが期待される。

7.おわりに

本研究では、香川県内の社会福祉関連団体と本学が連携して実施したソーシャルワークフェスタへの学生の参加を通して、地域連携型キャリア教育が学生に与える影響を検討した。その結果、学生は企画段階から運営・振り返りに至るまでの一連のプロセスを経験する中で、福祉職への興味の高まりや福祉専門職の役割理解の深化といったキャリア形成支援上の効果を得ていた。また、主体性や働きかけ力といった社会人基礎力の向上も確認され、地域と協働した実践的学習が学生の前に踏み出す力の育成に寄与する可能性が示された。

さらに、本取り組みは学生だけでなく、参加した社会福祉専門職にとっても学びの機会となっていた。専門職は、学生との協働や対話を通して刺激を受け、自身の学生時代を想起しながらこれまでのキャリアを振り返る契機となったこと、また学生とともにイベントをつくり上げる過程に楽しさや意義を見出したこと等を語っていた。これらは、地域連携型キャリア教育が、学生と専門職の双方にとって相互的な学習の場として機能し得ることを示唆している。

一方で、会場設定や意図の共有、世代に応じた対応の難しさなど、実践を通して明らかになった課題も存在した。これらは単なるイベント参加では得られない実践的課題であり、本学学生の次の学びを促す重要な気づきであった。また、福祉への関心が薄い層へのアプローチの困難さや、短期間の活動では定着しにくい社会人基礎力の領域への働きかけ方など、今

後の活動において継続的に検討すべき点も示された。これらの課題は、地域連携型キャリア教育を単発的な取り組みで終わらせず、継続的に改善・発展させていく必要性を示唆している。

以上のことから、ソーシャルワークフェスタは、地域と大学が協働して福祉人材育成に取り組む実践として一定の成果を示したといえる。今後は、継続的な地域連携の仕組みを構築するとともに、学生と専門職双方の学びを深化させる教育デザインを検討することで、地域社会に根ざしたキャリア教育のさらなる発展が期待される。

(1) 本文での香川県内の社会福祉関連団体とは公益社団法人香川県社会福祉士会、香川県精神保健福祉士協会、一般社団法人香川県介護福祉士会、香川県医療ソーシャルワーカー協会、香川スクールソーシャルワーカー協会、香川県ソーシャルワーカー協会、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（順不同）である。

(2) 2025 問題とは、1947 年～1949 年に生まれた「団塊の世代」が全員 75 歳以上の後期高齢者となり、国民の約 5 人に 1 人が 75 歳以上という超高齢社会に突入することで、社会保障費の急増や医療・介護の深刻な人出不足、現役世代の負担増等が顕在化する問題をいう。

(3) 2040 問題とは、1970 年代前半生まれの「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上の高齢者となり、高齢者人口がピークに達する 2040 年頃に、深刻な少子高齢化と人口減少が引き起こす社会システムの危機をいう。

(4) 介護人材確保に向けた取組は、厚生労働省を中心に 2000 年の介護保険制度創設時から「処遇改善」「生産性向上」「多様な人材の確保」を柱として継続的、総合的に進められている。

(5) 香川県丸亀市の市民交流活動センター（通称マルタス）で開催された、福祉 works MANMARE 主催のイベント

引用・参考文献

中央教育審議会（2012）「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（答申）」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/0/toushin/1325047.htm（2026 年 2 月 16 日閲覧）

経済産業省（2006）「社会人基礎力」 <https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/>（2026 年 2 月 16 日閲覧）

Kolb,D.A.(1984) 『Experiential learning: Experience as the source of learning and development』 Prentice=Hall.

公益財団法人介護労働安定センター（2025）「介護労働実態調査」

厚生労働省（2025）「第 6 回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会資料」

厚生労働省（2026 年）「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」2026 年 1 月 30 日。

きょうされん全国調査「障害福祉に人がいない」『中日新聞』2025 年 12 月 18 日。

日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2019）「ソーシャルワーク演習のための教育ガイドライン」
https://jaswe.jp/doc/202003_enshu_guideline.pdf（2026 年 2 月 16 日閲覧）

山下博武・行實鉄平（2016）「大学と J クラブの連携によるスポーツボランティア活動の評価ー社会人基礎力に着目してー」『体育・スポーツ経営学研究』29、33-48.

Practice and Impact of Community-Based Career Education on University Students

--Educational Significance of Participation in the Social Work Festa--

HAMADA Tomomi

KITAGAWA Yumiko

NISHITANI kiyomi

This study aimed to clarify the educational effects of career education implemented through collaboration between local communities and a university. In response to the growing shortage of welfare professionals, students participated in the Social Work Festa, a program jointly organized by welfare-related organizations in Kagawa Prefecture and the university. Questionnaire surveys and qualitative analyses were conducted before and after the program. Results showed that 92.3% of the students reported high satisfaction, and 84.6% indicated that the experience influenced their career development. Free-response comments revealed

increased interest in welfare professions, learning related to interpersonal communication, the acquisition of new perspectives, and insights gained from the narratives of professionals and service users, while some students expressed difficulties in career decision-making. Furthermore, significant improvements were observed in “initiative” and “ability to influence others,” suggesting the impact of experiential learning activities. Overall, the findings indicate that this initiative demonstrated educational effects as a form of community-based career education that contributes to career exploration in welfare professions and the development of basic social competencies.

Keywords:

Community-based Career Education; Career Development in Welfare Professions; Basic Social Competencies; Experiential learning activities; Social Work Festa

社会福祉協議会の創設に関する歴史的考察：1949年～1951年

石井洗二

要約

地方組織再編、共同募金の受配団体、共同募金の都道府県組織、民生委員の活動拠点、行政の参画という現実的な要請を背景に、それをコミュニティ・オーガニゼーション活動の組織として構想したのが社会福祉協議会であった。社会福祉協議会につながる地方組織再編の構想は1949年頃から始まり、一方で共同募金の受配団体として社会福祉協議会という名称の団体も同じ頃から現れ始める。1950年に入り社会福祉事業法に向けた検討作業と並行して、社協組織の構想を現実化する官民協調の動きが活発化する。その過程で作成された厚生省社会局の「社会福祉協議会系統図」には全国的な組織系統や「奉仕委員」の配置が記されている。こうして1951年1月中央社会福祉協議会が発足、3月公布の社会福祉事業法で都道府県社協が法定化され、1951年度中に全都道府県に社協が結成され、また4割を超える郡市区町村に社協が結成された。

キーワード：共同募金、民生委員制度、社会福祉協議会系統図

1. はじめに

地域共生社会の推進に向けて社会福祉協議会（以下、社協）の役割が一層重要視されている。本稿は、その社協がどのような社会的背景で創設されたのかを検討する。前稿（石井洗二 2025）では1950年～1951年の社会福祉事業法の制定過程を分析したが、本稿では1949年～1951年の社協創設の経緯を分析する。本稿は、社協とはそもそもどのような団体なのか、という問いの学術的な検証に向けた歴史的な考察の一環である。

大まかな流れは次のように整理できる。社協につながる地方組織の構想は1949年頃から始まり、一方で「社会福祉協議会」という名称の団体が同じ頃から実際に現れ始める。その後、GHQ/SCAPからの指示、共同募金からの都道府県組織の要請、民生委員制度再建案との関連などもあり、1950年に入り社会福祉事業法に向けた検討作業と並行して、社協組織の構想を現実化する官民協調の動きが活発化し、1951年から正式に設置が進められた。本稿ではこの一連の経緯を指して「創設」という言葉を用いている。

1950年前後の社協創設を扱った先行研究として、井岡勉（1968）、田代国次郎（1984）など先駆的な研究を始めとして、2000年以降は山口稔（2000）、西村正広（2002）、中島修（2003）、川上富雄（2023）などの研究がある。ただし、多くは経緯の記述を黒木利克（1958）、

全国社会福祉協議会三十年史刊行委員会編（1982）などに依拠しており、経緯全体を一次史料に基づいて検討しているものはない。山口稔（2000）は未公開資料により後述する組織要綱（'49.8）の検討を行っているが、全体の経緯は既存の記述に拠っている。また、ほとんどが都道府県社協と市町村社協を区別せずに検討しており、市町村社協に焦点を当てた中島修（2003）、川上富雄（2023）も創設の経緯について史実の検討は不十分である。本稿では、共同募金や民生委員制度との関連を含めて一次史料に基づいて経緯を分析する。

先行研究で一次史料に基づいた検討が不十分であった大きな要因として史料の不十分さがあったが、木村忠二郎文書資料のマイクロ版復刻に収録された史料を中心とした『資料集戦後日本の社会福祉制度』の刊行によって史料へのアクセスが容易になった。本稿では主に寺脇隆夫編（2013a）寺脇隆夫編（2013b）、寺脇隆夫編（2014a）、寺脇隆夫編（2014b）所収の関連史料を用いて分析を行う。また、農村社会事業研究委員会編（1949）、参議院厚生委員会専門員室編（1950）、社会福祉協議会準備事務局（1950）、佐藤信一（1951）、全国社会福祉協議会編（1961）は日本社会事業大学附属図書館の協力を得て所蔵資料を閲覧利用したが、その後、農村社会事業研究委員会編（1949）、社会福祉協議会準備事務局（1950）は山口稔編（2024）として刊行されている。

2、中央団体統合と地方組織再編

①「都道府県社会事業組織要綱」（1949年8月）

まずは、これまでも指摘されている通り、中央団体統合と地方組織再編の一連の経緯がある。1949年6月、日本社会事業協会に「社会事業組織研究委員会」が設置された。設置の背景には中央団体の統合に対する社会事業界の要請があった（全国社会福祉協議会編 1961: 3）。しかし委員会では、中央団体統合については「敢えてこれに触れることを避け、中央に準じた地方組織に関する成案のみ」（同前: 4）が、8月「都道府県社会事業組織要綱」（以下、組織要綱）としてまとめられた。委員会は日本社会事業協会、中央共同募金委員会、全日本民生委員連盟、同胞援護会、済生会、日本赤十字社、母子愛育会など団体からの代表者などによって構成され⁽¹⁾、組織要綱には日本社会事業協会への答申として「都道府県社会事業組織要綱」「都道府県社会事業組織要綱説明」の二つが収められている。

組織要綱では、「勢力分散的」な現状に代えて「総合組織を確立する」ために「都道府県社会福祉協会（仮称）若くは社会福祉協議会と称し、民間団体として」組織化すること、必要に応じ郡市区町村に組織を設けて「共同募金運動の協力組織」とすることが提案されている（日本社会事業協会 1949: 5, 10, 20）。その都道府県組織は社会事業関係の団体・施設・個人を「会員」として構成され、「共同募金運動〔中略〕に対して社会事業の専門的立場から協力し、且つ社会事業界の総意を之れに反映せしむる」（日本社会事業協会 1949: 6,11）ことが期待された。つまり、施設協議会的な都道府県団体が想定されていた⁽²⁾。

ちなみに、「財団法人日本社会事業協会の現況」（1949年8月1日）に「支部組織」について「中央に地方組織研究会を設け、P.H.W、厚生省その他の関係方面と緊密な連携をとり、近く成案を見るはこび」（寺脇隆夫編 2014a: 108）とあるのは、この組織要綱（8月18日委員会から日本社会事業協会に答申）と考えられる。PHW（公衆衛生福祉局）と相談の上でまとめられたことは間違いないであろう。

②「社会事業団体及び施設の振興に関する調査報告書」（1949年12月）

中央団体の統合については参議院厚生委員会でも取り上げられ⁽³⁾、検討結果が同年12月3日「社会事業団体及び施設の振興に関する調査報告書」として参議院議長に提出され（以下、調査報告書）、同時にこれが「社会事業の振興に関する方策要綱」として厚生大臣に勧告された（全国社会福祉協議会編 1961：5）⁽⁴⁾。調査報告書では、「地方組織（都道府県）は市町村毎に組織された組織の結合体とし〔中略〕小地域組織と地方組織、地方組織と中央組織-これ等の間には有機的な且つ緊密な関連をもたせ」ること（寺脇隆夫編 2014a：199）、「共同募金委員会とその事務局は、右の組織体の一部門として内部に包摂し、若しくは役員等人的構成その他において、有機的に表裏一体の密接な関係をもつ如くなされることが必要」（同前：200）など、地方組織について言及されている。

組織要綱（'49.8）では「共同募金委員会との間に連絡委員会の如き機関を設け」ることが考えられていたが（日本社会事業協会 1949：9）、調査報告書では都道府県「地方組織」の中に「共同募金委員会とその事務局」を位置付けて「表裏一体の密接な関係」が提案されている。

3. 共同募金の受配団体

①「農村社会事業実践要領」（1949年11月）

併せて、共同募金側からの要請として地域配分の受入団体の問題があった。当時、「市町村部落の小地域に於ける運動の協力推進組織の必要が痛感され、同時に農村地域への所謂還元配分への要求」（牧賢一 1949：20）が高まっていた。つまり募金運動は社会事業施設のない地域でも推進されるが、運動に協力しても配分は受けられない地域が多く存在してしまい、小地域への「還元配分」の受け皿が求められていたのである。当時、共同募金運動では郡市ごとに「支会」、区町村ごとに「分会」を設置して募金運動を行っていたが、昭和24年度の運動要綱で支会、分会を受配団体とすることを禁じていた（「支会、分会等を受益候補団体とする形をとってはならないこと」（中央共同募金委員会 1950：102）。つまり、郡市区町村の運動団体への還元的な配分は認めなかったのである。前述の通り組織要綱（'49年8月）で、郡市区町村組織は「共同募金運動の協力組織」とされ、また「郡市区町村組織の経費は主として共同募金の配分金を以つて充てる」（日本社会事業協会 1949：20、19）ことが提案されているのは、こうした事情を背景としていた。

一方で、中央共同募金委員会でも「リベart的（還元的）配分は強く否定したが、施設のない地域における社会事業の必要は認めていたので、昭和二四年ごろから、そのための組織を育成して、これを配分対象にする方針」（中央共同募金会編 1966：80）となり、そのあり方を示すために日本社会事業協会に設置された農村社会事業研究委員会によって「農村社会事業実践要領」（以下、実践要領）が1949年11月に発行された⁽⁵⁾。

実践要領では「農村社会事業を企画しこれを実施運営するために各町村地域毎に夫々の町村社会福祉協会（仮称）を組織する。此の協会は農村社会事業の実施主体であり、共同募金委員会の審査を受けてその受益団体となることが出来る」（農村社会事業研究委員会 1949：9）と「農村社会事業」を実施する受配団体の町村での設置が提案されている。委員

会は日本社会事業協会、中央共同募金委員会、全日本民生委員連盟からの代表者などに加えて厚生省社会局庶務課と児童局企画課の職員によって構成されていたため、実践要領の内容は厚生省が了解の上での発表と当時は受け止められたはずである。

この頃、共同募金では原則として施設を配分対象としていたが、1948（昭和23）年2月9日厚生省社会局長通知「共同募金の配分に関する件」（「配分に関する指導要領」）で「地方の特殊事情によっては、一般生活困窮者の法外援護資金を支出することも現下の情勢上已むを得ない」と例外的に認めていた（中央共同募金会編1966：369）。「法外援護」とは生活困窮者に対する制度外の援護金の支給を指しており、社会事業施設のない地域で配分を受けた際にはこの「法外援護」が想定されていた。この点について実践要領では、法外援護にとどまらず、「保健医療」「児童福祉」「生活保護」「文化、レクリエーション、教養」を実施する団体として「町村社会福祉協会（仮称）」の設置を提案している。つまり、共同募金の受配団体として保健衛生や生活改善を含めた全般的な事業の実施を期待するものであった。

その構成は「町村議会、町村役場、学校、公民館、農業協同組合、同婦人部、同青年部、婦人会、青年団、医師、保健婦、助産婦、生活改良普及員、社会教育委員、民生委員（児童委員）、社会事業家、宗教家等凡そ町村の社会福祉に関係ある機関及び団体施設等の代表及び個人を以て構成する」（農村社会事業研究委員会1949：9）とされている。前述の組織要綱（49.8）が社会事業関係の団体・施設・個人を会員として想定していたのに比べて、幅広い分野にわたる地域組織が提案されている。

②「小地域の福祉事業」

実際にこの頃から地域配分の受け皿となる受配団体の組織化が進んだ。共同募金の配分は第1回（22年度）では施設配分・団体配分・法外援護の3つに分けて集計されていたが、このうち団体配分の割合が大きかった（22.5%）ことをGHQ/SCAPが問題視したため（中央共同募金会編1966：125）、第2回（23年度）からは団体配分・法外援護の内訳が消え、代わって「総合社会事業」（「地域を単位として総合的に数種の事業を行う団体への配分額（農、山、漁村社会事業等）」）という項目が現れている。第2回（23年度）の「総合社会事業」の配分は13府県、全体の5.9%であった（中央共同募金委員会1949：第24表）。これが、第3回（24年度）は「小地域の福祉事業」（「都市又は町村等の小地域を単位として総合的に数種の福祉事業を行う団体への配分額（農、山、漁村社会事業等）」）として31都道府県、全体の18.5%（中央共同募金委員会1950：第43表）、第4回（25年度）は「小地域の福祉事業」（「小地域福祉（郡市町村の社会福祉協議会等）、隣保」）として全46都道府県、全体の26.5%（中央共同募金委員会1951：第12表）と増加している⁽⁶⁾。

『共同募金年報』所収「受益施設団体名簿」によれば、その団体名は社会福祉協議会、社会福祉協会、社会事業協会、民生事業協会など地域によってさまざまである。第2回（23年度）に社会福祉協議会の名称は見られないが、第3回（24年度）には岩手県、宮城県、大阪府で、第4回（25年度）には岩手県、宮城県、茨城県、埼玉県、神奈川県、富山県、石川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、福岡県、宮崎県で社会福祉協議会の名称が使われている⁽⁷⁾（中央共同募金委員会1950：254-326、中央共同募金委員会

1951 : 204-276)。また、各団体の事業種別（養老、授産、養護など）として、第3回（24年度）は「地域福祉」、第4回（25年度）からは「小地域福祉」と記されている（同前）。

「地域福祉」という語が用いられるようになった端緒はここであったと考えられる。

このように募金運動を進める支会、分会とは別に、受配団体を発足させる地域が次第に増えていった。実践要領では「〔町村社会福祉〕協会の任務として共同募金運動の実施期間中は事実上其の推進協力の組織となるよう工夫することが望ましい」（農村社会事業研究委員会 1949 : 12）が、それが「受益団体となる時は配分の準則上募金の協力組織は別個の建前としておくことが便宜」（同前 : 12）とされていた。募金の運動団体に還元的に配分することは禁じられていたため、あくまでも別団体とする必要があったのである。しかし、当時の中央社会福祉協議会広報部長と中央共同募金委員会啓発部長を兼ねていた佐藤信一が「多くの場合、小地域の協議会はその裏を見ると、それがそのままその地域内の共同募金委員会となっている例が多い」（佐藤信一 1951 : 60）と記すように、共同募金の運動団体と受配団体が実際には重なっていた地域が多かったと思われる。

また、参議院厚生委員会による「共同募金に関する調査報告書」（1950年3月）では、「施設重点になっていないこと、各種団体に意外に多額の配分がなされていること（昭和三十三年度四八％）、優良施設が顧られていないこと、総花式であること、多分に情実が介在すること、受配のための名義団体がつくられてあること等々配分状況には幾多の検討すべき問題を存在せしめている」（参議院厚生委員会専門員室編 1950 : 35）と、地域において名義上の受配団体を設置することが問題視されている。実践要領（'49.11）で法外援護にとどまらず幅広い活動を受配団体に期待したのは、そのような批判を避けるためであったと考えられる。

4、共同募金の都道府県組織

①「都道府県の区域を単位とする民間社会事業組織の整備に関する意見」（1950年7月）

都道府県組織の統合再編は、共同募金側からの要請でもあった。当時「全受益団体の意向を代表しうる機関は存在しなかった」（中央共同募金会編 1966 : 126）ため、1950年3月の「昭和二五年度国民たすけあい共同募金運動要綱」で「配分計画に関して、区域の私的社會事業の協同組織体に対し〔中略〕参考意見の提示を要請」（中央共同募金委員会 1951 : 13）することとされ、併せて同年7月20日中央共同募金委員会から厚生省に「都道府県の区域を単位とする民間社会事業組織の整備に関する意見」（以下、整備に関する意見）を提出して「私的社會事業の総合的な協調をはかる機関の設立」を求めている（寺脇隆夫編 2014a : 280、中央共同募金委員会 1951 : 28）。

当時、「共同募金運動実施上の留意事項」（1947年8月11日）で「受益団体から委員を選ぶことは、なるべく避けること」（寺脇隆夫編 2014b : 111）とされ、「昭和三十三年度国民たすけあい共同募金運動実施要領」（1948年6月2日）でも同様の文言が入れられた（同前 : 171）。さらに、1949年9月GHQ/SCAPから「昭和三十四年度共同募金運動九原則」が示され「資金募集運動に於て容認せられた団体又は団体の代表者は配分委員会に加えられるべきでない」（同前 : 267）とされ、これを受けた厚生省社会局からの同月通知でも「理由の如何を問わず受益団体の代表者は配分委員会に加わるべきではないこと」が確認され

ていた（同前：273）。

この点について整備に関する意見では、「受配者にとって承服しかねる素人的な意見の誤謬にもとずいて配分を決定したり、さらにそうした不十分な理解で共同募金委員会が民間社会事業を支配することになりはしないか、という危惧」が指摘されている（同前：280-281）。「委員会の受配者に対する高圧的態度に対する施設側の反感」（鷺谷善教 1960：234）、「共同募金における主導権を回復しようとする社会事業専門家の願望と、これに応じまいとする共同募金事務局の専任従事者のあいだに、ままた感情的な対立があった」（中央共同募金会編 1966：131）など、当時、施設側からの「反感」や「感情的な対立」があったとの指摘もある。各団体の代表者によってまとめられた組織要綱（'49.8）で「共同募金運動〔中略〕に対して社会事業の専門的立場から協力し、且つ社会事業界の総意を之れに反映せしむる」（日本社会事業協会 1949：11）ことの必要性が指摘されたのも、このためである。そして、共同募金側からも整備に関する意見で「地域の民間社会事業全体の意志を民主的に表明できる一元的な連絡団体」の不在が問題として挙げられたということである（寺脇隆夫編 2014b：281）。

②表裏一体論

共同募金の都道府県組織を求める声が高まっていたが、一方でその組織は共同募金委員会と「表裏一体」であるべきとする考え方が提起された。それを主導したのは日本社会事業協会常務理事の牧賢一である。

まず牧賢一（1949）で、共同募金の配分に社会事業界の意見が反映されないことの問題を指摘した後に、地方組織が議論されている背景として、団体統合の必要性、地域における受配団体の必要性、コミュニティ・オーガニゼーション（以下、C・O）活動の必要性という三つを挙げ、このうち C・O 活動の観点から地方組織の問題を考える重要性を説いている。この論考では「一般に社会福祉の協議会（Community Welfare Council）と称_[ママ]ばれるこの協議会組織」（牧賢一 1949：20）、「コミュニティ・オーガニゼーション活動としての社会福祉協議会」（同前：24）、「社会福祉協会と仮称する此の組織」（同前：25）と呼び方はまだ定まっていない。1948年11月頃の座談会で中央共同募金委員会の山本一雄が受配施設からの意見を反映させるために既存の社会事業協会を活用すればよいと発言したのに対して、牧賢一は「民主的な組織としての社会事業協会ができて〔中略〕現業的色彩を払拭し、純粋に連絡、統制を目的とするようになることがよい」と考えを述べている（今岡健一郎他 1948：49）。施設協議会とは違う連絡団体の具体的な姿を示すために、この後 C・O 理論が用いられるようになったのだと考えられる。

牧賢一（1949）の掲載誌が発行されたのが1949年11月であるが、その翌月の調査報告書（'49.12）では前述の通り都道府県「地方組織」の中に「共同募金委員会とその事務局」を位置付けて「表裏一体の密接な関係」が提案されている。そして、翌1950年3月「昭和二五年度国民たすけあい共同募金運動要綱」では「私的社会事業の協同組織体の行う、私的社会事業に関する広報活動と協力提携し表裏一体の活動を展開する」ことが掲げられた（中央共同募金委員会 1951：12）。そして、牧賢一は1950年9月の論考で「社会福祉協議会」について論じ、独自の「表裏一体」論を展開している⁽⁸⁾。ここでもまず団体統合と社協設

置とは「二つの別個の問題」（牧賢一 1950 : 14）としたうえで、C・O 理論を詳しく紹介した後、社協と共同募金との関連性について論じている。そこでは「共同募金と協議会はその活動の大部分に於いて全く重複しているものと見て差支えない。即ちこの両者が表裏一体の関係にあると云われる所以である」（同前 : 21）、「この両者は極めて自然に一体となり一つの組織の中で結合せざるを得ないであろう」（同前 : 22）と両者の密接な関連性を強調している。

牧賢一は組織要綱（'49.8）や実践要領（'49.11）にも日本社会事業協会常務理事として委員に加わっていた。その立場から、地方組織については単に団体統合を進めるのではなく、C・O 活動を行う新たな組織として社協を設置するという考えを強めていったと考えられる⁽⁹⁾。一方、共同募金側から「私的社会事業の協同組織体」（'50.3、昭和 25 年度運動要綱）、「私的社会事業の総合的な協調をはかる機関の設立」（'50.7、整備に関する意見）が要請され、「広報活動と協力提携し表裏一体の活動を展開する」（'50.3、昭和 25 年度運動要綱）ことが掲げられると、牧賢一は共募側の言う「活動」にとどまらず「組織」としての「表裏一体」を説くようになった。共同募金が「社会事業とは独立した意志をもつもの若くは之に君臨するもの」（牧賢一 1950 : 21）となることを警戒して、そのイニシアチブを確保しようとする考えがあったのかもしれない。

牧賢一の「表裏一体」論は、後述する基本要綱及び構想案（'50.10）の中でも「社会福祉協議会は「社会福祉の増進」と云う究極の目的と、其の市民組織の性格からいって当然に共同募金の組織と密接な、寧ろ表裏一体的な関係をもつべきである」（社会福祉協議会準備事務局 1950 : 2）として引き継がれ、また、社会福祉事業法（'51.3）でも都道府県社協と共同募金会の関係は「表裏一体」とされた（木村忠二郎 1951 : 109-114）。

5. 民生委員の活動拠点

① 「民生委員制度再建の一考察」（1950 年 6 月）

社協創設の経緯をたどるためには、民生委員制度との関連にも触れる必要がある。

1950 年 6 月頃から厚生省社会局では民生委員制度の改正が検討されていた。その検討過程のなかで、「民生委員制度再建の一考察」および「方面委員法案要綱」（1950 年 6 月 22 日）が社会局庶務課によって作成されている（寺脇隆夫 2013a : 267-274）。冒頭には「秘」の押印がある。そこでは「従来の民生委員協議会を発展せしめて、地域社会構成の協議会」とし、「民生委員法を廃止して方面委員法を制定」した上で、「地域社会組織化活動の協議機関たる方面委員協議会を組織」することとされている（同前 : 267,268,273）。

これは、前年 1949 年 9 月 15 日次官会議申し合わせで「民生委員に対しては本来の援護事務以外はさせないようにすること」と決定されたことが関係していたと考えられる（厚生省社会局 1949 : 52）。そこには、「戦後、町内会、部落会等の下部組織が解散せられ、市役所、区役所、町村役場より下の組織が不完全であり、然も市役所、区役所等が多忙のため、いきおい従来、隣組等に課せられた業務も民生委員に行わせることが屢々起った」、また「一部には、民生委員は隣組制度の再来であるかの如き誤解を生じている」ことがその理由としてあげられている（同前 : 52）⁽¹⁰⁾。

また、1949 年 9 月 28 日ネフ大佐「共同募金運動九原則」で「共同募金の募集、審査又

は配分に民生委員の公的資格において従事することは期待さるべきではない」と民生委員の関与が禁止され（中央共同募金委員会 1950：15-16、寺脇隆夫 2014b：269）、これを受けた9月30日厚生省社会局長通知「昭和二十四年度における共同募金の実施について」で、「公務員と同じく民生委員という公的資格において共同募金の勧誘、審査及び配分に関与することは厳に戒めなければならないこと」と共同募金運動への民生委員の関与が禁じられていた（中央共同募金委員会 1950：17、寺脇隆夫 2014b：274）⁽¹¹⁾。

本来の援護事務以外は禁じられ、さらに共同募金運動への関与が禁じられたことで、社会局では民生委員の活動について再検討が必要となったのであろう。社会福祉事業法案の検討過程では1950年1月25日案（j案）から5月20日案（l案）までは附則で「民生委員法の一部を改正」として「民生委員事務所」を設置して専任の吏員を置くなどの改正案がみられる（寺脇隆夫 2013c：97-98,203-204,287-288）。6月案（m案）からはそのような規定はみられないため、6月頃から民生委員法改正ではなく「方面委員法案」や後述の「民生（奉仕）委員法案」などによる「民生委員制度再建」が模索された、ということであろう。

後述する「社会福祉協議会設置理由」（50.8）のなかで設置理由の一つに挙げられた「民生委員制度の再建」でも、「民生委員協議会及び常務委員協議会に必要な修正を加えて〔中略〕地域社会組織化活動の先駆たらしめる」とされている（寺脇隆夫 2014a：209）。

この点について、1956年の座談会で当時庶務課長であった黒木利克が次の通り回想している。「向うさん [=PHW] は政府機関を作れ、こっちは方面委員でやろう、そのために民生委員と名前を改めて〔中略〕時を稼いで、遂にのっぴきならなくなったのが二十四年なんです。そこで民生委員さんの運命について覚悟せざるを得ない。とにかく民生委員を持ってゆく場所が必要だ、それが実は社会福祉協議会なんです。社会福祉協議会活動というものについてはまだ本当の理解もなかったんです。私自身にも十分なかったんです。民生委員のために利用しようとした」（黒木利克他 1956：58）。社協創設の経緯と民生委員制度の検討が関連していた、という証言である。

②「民生委員制度再建の方向」（1950年8月）

また、8月には「民生委員制度再建の方向」および「民生委員制度再建方策理由」（1950年8月29日）という文書が社会局庶務課によって作成されている（寺脇隆夫 2013a：275-280）。このうち「民生委員制度再建の方向」のなかの「民生委員制度再建整備要綱」では、「民生委員という名称を変更」し、「民生（奉仕）委員法案要綱の如き内容の法律を制定すること」「現在の民生委員協議会及び常務委員協議会を活用」して「地域組織化活動の先駆たらしめること」「協議会と共同募金との合理的有機的連絡体制を整へること」「協議会は、公私の合同会議とすること」などが記されている（同前：276）。「民生（奉仕）委員法案要綱」は添付されていないが、「民生委員制度再建方策理由」では「民生委員は奉仕委員と改称することも考えられる」とあるため、民生委員を奉仕委員と改称することが検討されていたことが分かる（同前：280）。後述する「社会福祉協議会系統図」（50.8）にも「奉仕委員」として記されている。

そして、この「協議会」の財源は「共募より合理的に仰ぎ得る」と考えられていた。「募金従事者の団体が所謂還元金を要求する」とみなされないために、「共募は協議会の合理的

費用又は協議会がその地区内の福祉事業として計画し、配分委員会が認めた事業の費用を支出することにすればよい」と、共同募金の配分団体としての設置が考えられていた(同前: 279)。

さらに、この文書で興味深いのは、新たな「協議会」が地方財政平衡交付金の対象として考えられていた、という点である。「民生委員制度再建方策理由」では新たな「協議会」の活動を「コミュニティーオーガニゼーション・ワーク(地域社会組織化運動)」としたうえで、「平衡交付金制度に対処する為に地方社会福祉の増進に大いに役立つ組織たらしめること」「地方においては郡、市町村(平衡交付金に予算要求せり)から合法的に事業の委託を受けられるであろう(訂正線は資料ママ)と記されている(寺脇隆夫編 2013a: 277-279)。地方財政平衡交付金は 1950 年度に創設され、1954 年からは地方交付税制度に改変されて現在に至っている(澁谷朋樹 2021:135)。つまり、交付金の対象として事業委託を受けるためには、C・O の実施主体として「地方社会福祉の増進」に貢献しうることが明確にする必要があると考えていたのである。新たな組織の目的を PHW に説明するために C・O 活動を掲げることが有効と社会局庶務課は考えたのかもしれない。

6. 社協組織の構想

①社会福祉事業法案

1949 年 11 月 GHQ/SCAP から「二十五年度において達成すべき厚生省主要目標および期日についての提案」(いわゆる 6 項目提案)が示され、その一つに「社会福祉活動に関する協議会」(「昭和二十五年度厚生主要目標に関する総司令部厚生省合同会議々事録」1949 年 11 月 29 日)(寺脇隆夫編 2013b:

69)が挙げられた。GHQ/SCAP 側の史料では「coordinating councils on social welfare activities」(邦訳すると社会福祉活動に関する調整協議会)と記されている(小野頭編 1979: 52)。この段階では組織要綱('49 年 8 月)と同様の施設協議会的な団体が想定されていたと考えられる。

その後、1950 年 1 月から社会福祉事業法に向けた法案が作成される(石井洗二 2025)。法案には当初から「協議会」の規定があったが、その内容は検討過程で変化が見られる。大きく変わったのは 1950 年 6 月案と 10 月案であり、主な変更点として①協議会と共同募金会による「社会福祉連合」の条文が削除された、②行政の関与が明記された、③「会員」に代わって「代議員」の規定となった、④全国と都道府県の圏域だったが「福祉地区又は市町村」が加えられた、などの点である。この 6 月案と 10 月案の間に、後述する準備要綱案('50.7)、系統図('50.8)、基本要綱及び構想('50.10)などがあった。

組織の性格としては、当初から「能率的運営と組織的活動」が掲げられており、施設協議会的な性格がどこかの段階で C・O 活動の団体になった、というような変化は見られない。ただ、1950 年 9 月日本社会事業協会案(n 案)では「地域における共同の社会福祉を達するための総合計画を樹立し、これが実現に必要な社会資源を組織化し〔中略〕其の地域民の関心を喚起し、これに協力参助せしめ」(寺脇隆夫 2013c: 414)と C・O 活動が強調されており、そして PHW との調整のために作成されたものだと考えられる 1950 年 10 月の英文の法案(o 案)でもその内容で規定されている(同前: 450)。11 月案では 6 月案と同様

であるため、PHW に対する説明に際しては日本社会事業協会案で示された C・O 活動の規定を用いていたことが分かる。

また、11 月案から行政の関与が明記されたことについては、日本社会事業協会案（'50.9）で規定されており、民間側からの期待があったことが伺える。ただし、前述の「民生委員制度再建方策理由」（'50.8）でも「協議会は政府、公共団体代表をも加入するから両者のつながりが密接である、さればこそ財政的つながりも出来る」（寺脇隆夫編 2013a：279）と、「協議会」の財政との関連で行政の参画が必要という認識が示されている。つまり、行政の関与が明記されたのは、官民両者の期待が背景にあったということである⁽¹²⁾。

②都道府県組織の設置促進

中央団体統合に関しては、その後、厚生省による調整が行われたようである。全国社会福祉協議会編（1961）には「厚生省はすでに六月頃から、日本社会事業協会、全日本民生委員連盟、同胞援護会の三団体に対して個別に打診乃至話し合いをはじめた」（全国社会福祉協議会編 1961：7）とある。この点について、木村忠二郎・社会局長による 1950 年 6 月の講義要旨で次のように記されている。「社会福祉協議会の設立準備の段取りは提案によれば、八月一日を期日とするので近く解決をしなければならぬのである。これは提案第四、民間社会事業団体に対する公の関与の分離の問題と関係するのであるが、八月一日迄にはその効果的措置をとらねばならない。これは要する〔に〕民間社会事業の自立性を高めその組織を整備強化するということである。その際現任訓練の課目にもあるが、コミュニティー、オーガニゼーション、ワークの本質からして、社会福祉協議会と共同募金会との活動分野の調整を必要とすること。〔／〕次に民生委員、児童委員等の民間篤志家が、この社会福祉協議会運動に積極的に参加することを期待すべきことは注意されてよいと思う。特に民生委員の注意をこの点に向けて広い視野からの社会福祉事業に対する関心と寄与を期待したいと思う」（「社会事業当面の重要問題（要旨案）」寺脇隆夫編 2013b：199-200）。6 項目提案の実現に向けた厚生省による調整が示唆されているとともに、その背後には民生委員が社協活動に協力することへの期待があったことが分かる。

こうした調整の末、1950 年 7 月に日本社会事業協会・同胞援護会による「社会福祉協議会設立準備要綱案」（以下、準備要綱案）が発表され、9 月に全国民生委員連盟を加えた三団体統合が声明された（全国社会福祉協議会編 1961：7-10）⁽¹³⁾。準備要綱案では地方組織について触れられていないが、その発表（7 月 15 日）に合わせて厚生省社会局長から都道府県民生部長宛に発せられた書翰（7 月 15 日）で「各地方における〔中略〕自発的活動により社会事業団体の整備並に地域社会福祉増進の組織が推進されることを期待している」（中央共同募金委員会 1951：27、全国社会福祉協議会編 1961：9）ことが伝えられた。

また共募側も、前述の通り厚生省に対して整備に関する意見（'50.7.20）を提出した後に、中央共募委員長から都道府県共募会長宛に「民間社会事業組織の整備について」（7 月 24 日）を発出し、「気運の醸成を図られて単一組織の確立を促進することに協力されるよう」求めている（中央共同募金委員会 1951：26）。

さらに、8 月 4 日付で日本社会事業協会は地方協会宛に「中央及び地方に社会福祉協議会の設置」を進める協力依頼が当局からあった旨を通知している（全国社会福祉協議会編

1961:8)。このように、7月から8月にかけて都道府県組織の設置を促す動きが活発化した。

③「社会福祉協議会系統図」「社会福祉協議会設置理由」（1950年8月）

同じ時期の資料として1950年8月「社会福祉協議会設置理由」（社会局庶務課、1950年8月31日）（以下、設置理由）と「社会福祉協議会系統図」（以下、系統図）「社会福祉協議会系統図説明」（以下、系統図説明）がある（寺脇隆夫編2014a:209-217）。このうち系統図、系統図説明に作成者、年月日の記載はないが、下書き（初期案）と思われる史料も残されており（「機構図示」寺脇隆夫編2011:090201-0301）、「社会福祉協議会系統図説明」（厚生省用箋）同前:090201-0501）、社会局庶務課による作成と考えて間違いはない。作成時期について、牧賢一（1955）には「八月三十一日厚生省は「社会福祉協議会設置理由」、「社会福祉協議会系統図」、「同系統図説明」等を発表」（牧賢一1955:44）とあり、おそらく設置理由と同時期に作成されたものだと考えられる。ただし「発表」された記録はなく、これら史料は全国社会福祉協議会編（1961）を含めて設置経緯の中ではほとんど言及されていない¹⁴⁾。おそらく、社会福祉事業法に向けた6月案（'50.6）をもとにした各方面との調整の過程で牧賢一ら関係者に示された内部文書であろう。ちなみに、牧賢一（1950）は『社会事業』9月号に掲載されているが、論考の末尾に「八月二十六日」稿と記されているため、これら史料は参照していないと考えられる。

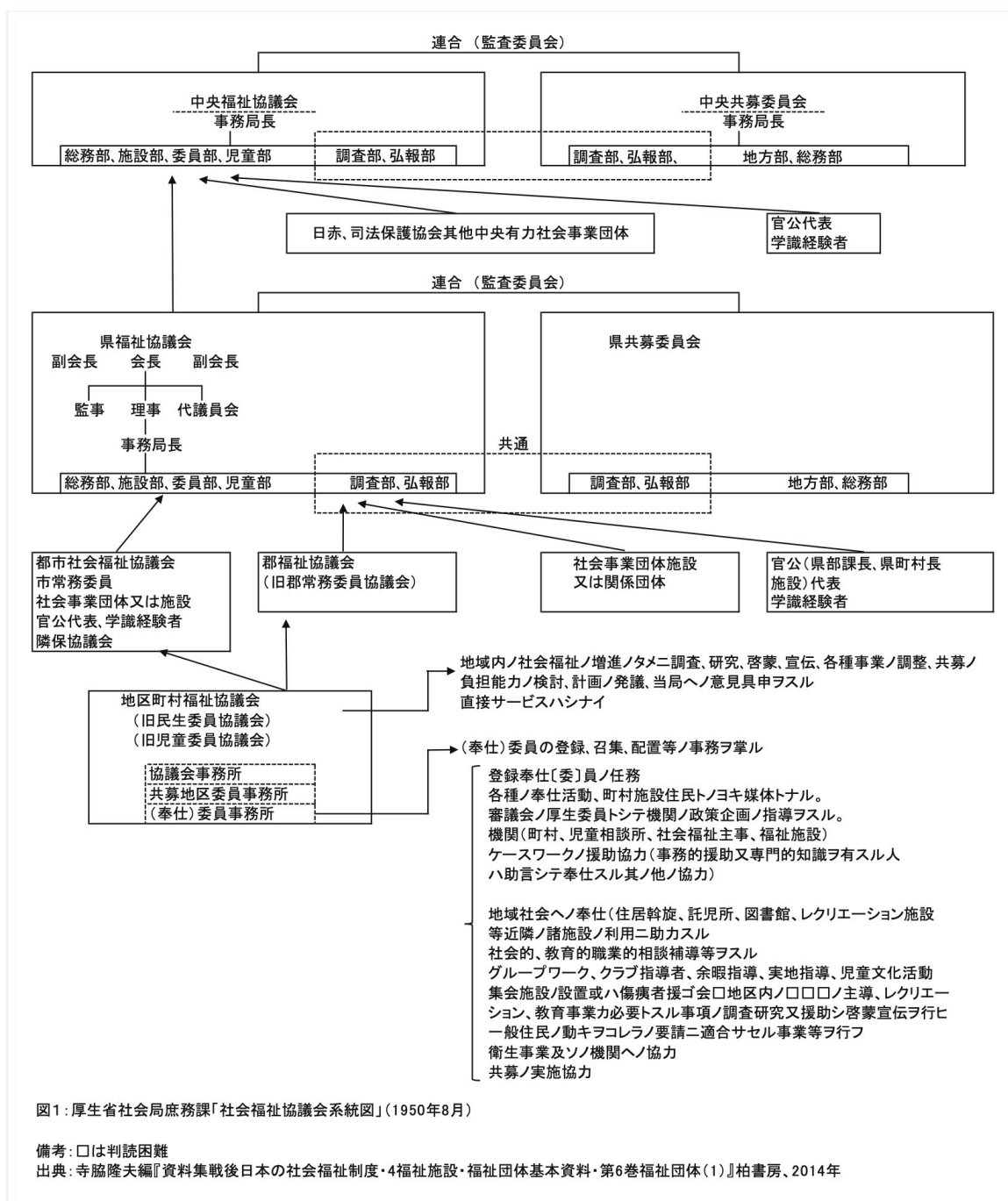
設置理由には「一、地域社会の組織化」「二、民生委員制度の再建」「三、共同募金運動の規正」「四、社会事業団体の財政的問題の解決」という4つの理由が挙げられている。このうち「地域社会の組織化」では「地域社会一般の社会福祉事業への関心を昂め、地域社会の組織化を図り」とC・O団体としての性格が記されている。また「民生委員制度の再建」では「民生委員協議会及び常務委員協議会に必要な修正を加えてその本質を生かし、地域社会組織化活動の先駆たらしめる必要がある」と、前述「民生委員制度再建の方向」（'50.8.29）と同様に「再建」案としてC・O団体への改組の構想が記されている（寺脇隆夫2014a:209）。

系統図では、中央、都道府県、郡、都市、地区町村ごとの「福祉協議会」の組織系統が図示され（図1）、系統図説明でそれらが解説されている。系統図説明によれば、「郡福祉協議会」は「既存の郡常務委員協議会を必要な修正を加えて改造」し、「都市福祉協議会」は「常務委員（奉仕委員代表）」と社会事業団体・施設、官公庁代表などの「会員」によって構成することとされている（同前:216）。そしてこれら都市福祉協議会と郡福祉協議会に加えて社会事業団体・施設、県レベルでの官公庁代表によって「都道府県福祉協議会」を構成し、それら都道府県福祉協議会と日赤、司法保護協会など関係中央団体、官公庁代表などによって「中央福祉協議会」を構成することとされている（同前:216-217）。

そして、これら系統の末端に「地区町村福祉協議会」が位置づけられ「既存の民生委員協議会、児童委員協議会を必要な修正を加えて改造」することとされている。この地区町村福祉協議会の「任務」は「地域社会組織化運動をすること」、つまり「住民の社会福祉の増進の為に、必要な調査、研究、啓蒙、宣伝、計画の発議、各種事業の調整、共同募金の負担能力の検討、関係行政庁への意見具申等を行うこと」とC・O活動が期待されている（同前:214）。

また、設置理由の「共同募金運動の規正」では「共同募金委員会に対応する総合的地域内

社会福祉事業組織」が挙げられ、「社会事業団体の財政的問題の解決」では社会福祉協議会の「財政的保障は共同募金に於てこれを行うことができる」としている（同前：209-210）。系統図と系統図説明には民生委員ではなく「奉仕委員」が記され、「町村、施設、住民間のよき媒体となること」がその任務とされたが、その役割の一つとして「共同募金の実施協力」が挙げられている。また系統図説明では、地区町村福祉協議会に「奉仕委員事務所」を「併置」し、「共募地区委員事務所と共用」と記されている（同前：214）。



つまり、共同募金の活動拠点（地区委員事務所）を奉仕委員事務所と共用し、奉仕委員が共募活動を行い、そこに「併置」される地区町村福祉協議会が受配団体になる、ということ

ある、系統図説明には地区町村福祉協議会の財政は「共同募金がこれを賄う」とされ、「福祉協議会において計画した事業についてその費用の配分を共同募金委員会に申請しその審査を受けて配分を受けること」と記されている（同前：215-216）。募金活動とは別団体とすることで、還元配分を受けるのではなく、地区町村福祉協議会が申請して配分を受ける形が構想されていたということである。

ちなみに、系統図説明では、都道府県福祉協議会には「代議員会」を置き、「例へば奉仕委員代表を五分の二以内、施設代表五分の二以内、その他五分の一以内とする」とある。この点について、下書きの資料（「系統図説明」（厚生省用箋））では、「県福祉協（議）会」の「投票権」として「郡（市）福祉協議会（旧郡（市）常務委員協議会）」が「1/3 又は 2/5」、
「社会事業団体又は施設」が「1/3 又は 2/5」、
「官公代表学識経験者」が「1/3 又は 1/5」と記されている（寺脇隆夫 2011：090201-0501）。社会福祉事業法に向けた11月案では「会員」に代わって「代議員会」が規定されて「官公庁の公務員」が代議員の「五分の一を越えてはならない」とされたが、この「五分の一」という目安がこの段階で検討されていたということである。

④ 「社会福祉協議会組織の基本要綱及び構想案」（1950年10月）

1950年9月三団体声明の後、正規の準備委員会が設置されるまでの事務を担当する社会福祉協議会準備事務局が設置され⁽¹⁵⁾、同年10月「社会福祉協議会組織の基本要綱及び構想案」（以下、基本要綱及び構想）が作成された⁽¹⁶⁾。基本要綱及び構想は「社会福祉協議会組織の基本要領」「中央社会福祉協議会の構想」「都道府県社会福祉協議会の構想」「中央並都道府県社会福祉協議会構成図」「郡（及大都市）社会福祉協議会の構想」「市区町村社会福祉協議会の構想」「都道府県社会福祉協議会定款準則草案」からなっている。

準備事務局の委員には日本社会事業協会から中川会長、青木理事長、同胞援護会から徳川会長、桜井理事長、全日本民生委員連盟から中川理事長、小川副理事長、佐野副理事長らが名を連ねているが、その運営は全日本民生委員連盟の佐野恵作・事務局長、同胞援護会の中川幽芳・総務部長、日本社会事業協会の牧賢一・常務理事、厚生省社会局の黒木利克・庶務課長らの「合議制によって行っている」と記されており、基本要綱及び構想の内容も実質的にはこれら4名によって検討されたと考えられる。また、中央共同募金委員会からの委員は加わっておらず、中央共募事務局から「職員が参加して協議連絡に預ること」とされた（社会福祉協議会準備事務局 1950：29-30）。

基本要綱及び構想では、社協を「一定の地域社会に於いて、広く社会福祉事業の公私関係者や関心をもつものが集って、解決を要する社会福祉の問題について調査し、協議を行い、対策を立て、その実践に必要な凡ゆる手段や機能を推進し以て社会福祉事業を発見〔ママ〕〔発展〕せしめ、当該地域社会の福祉を増進することを企図する民間の自主的な組織」（同前：1）として、関係者による協議体としての性格が示されている。「行政部課の代表も参加すべき」と行政の参画も明記された（同前：2）。

全国、都道府県とともに郡（及大都市）、市区町村社協も位置づけられ、都道府県社協は「社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進」（同前：7）、郡（及大都市）社協は「町村（学区又は区）社会福祉協議会の連絡協調」（同前：13）、市区町村社協は「関係者並びに

社会福祉に関心を持つ地域居住者が相協力して地域内住民の福祉の増進を図る」(同前：15)ことが目的とされた。都道府県社協の財源として、会費、寄附金とともに「地方庁及び地方共同募金委員会等の受託事業収入」(同前：11)とあり、行政からの受託事業が想定されている。郡(及大都市)、市区町村社協の財源としては、会費とともに「共同募金の配分」(同前：14,16)とあり、共同募金の受配団体となることが想定されている。

また、郡(及大都市)は「既存の郡(及大都市)民生常務委員会を活用」(同前：14)、市区町村社協は「既存の民生委員協議会を活用」(同前：16)、小地域の社協では「民生委員とその組織が中核となり」将来的に民生委員は「社会福祉協議会を通じて」活動を推進していくことが期待されている(同前：2)。

共同募金との関連については「共同募金の組織と密接な、寧ろ表裏一体的な関係をもつべき」とされている(同前：2)。「両者の間には、連絡委員会の如き組織が工夫され、又調査、宣伝、啓発の如き活動については協働することが望ましい」(同前：2)、「社会福祉協議会には少なくとも共同募金の受配施設や、団体は漏れなく而も自発的に参加することが望ましい」(同前：2)と都道府県組織における両者の関係が示されている。また、郡、市町村社協では事業として運動への「協力」が挙げられている(同前：13,15)。

このように基本要綱及び構想の内容は、設置理由('50.8)、系統図説明('50.8)とも近い内容で、それまでの議論を集約して日本社会事業協会の牧賢一と社会局の黒木利克が合意した社協組織の構想であったといえる。

その後、同年11月に全国都道府県から推薦された公私発起人からなる第一回準備会議でこの案が承認され、正式に準備委員会が発足し(全国社会福祉協議会編1961：10)、翌1951年1月12日中央社会福祉協議会が発足した。

また、1951年3月社会福祉事業法が公布され、都道府県社協と共同募金会が法定化された。同法では、都道府県社協の存在が共同募金会の設立要件とされ、都道府県社協には区域内の社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が参加すること、関係行政庁の職員は役員となることができることなどが規定された。そして、社会福祉事業法の解説書では「社会福祉協議会とは、社会福祉事業の専門技術の一つである「地域社会組織化活動」の機能を総合的にこなう」(木村忠二郎1951：109-110)と説明された。

7. おわりに

このように、地方組織の再編、共同募金の受配団体、共同募金の都道府県組織、民生委員の活動拠点、行政の参画という現実的な要請があり、それをC・O活動の組織として構想したのが社協であったといえる⁽¹⁷⁾。本稿で一次史料をたどることにより、社協がC・O活動の組織として理論付けられるようになる以前のさまざまな社会的な背景が詳細に見えてきた。また、その過程で地方で結成された共同募金の受配団体の状況や厚生省社会局によって作成された「民生委員制度再建の一考察」('50.6)「民生委員制度再建の方向」('50.8)「社会福祉協議会系統図」('50.8)などと社協創設との関連については本稿によって初めて明らかにされた。

1951年7月現在の中央社会福祉協議会調査部による「地方社協の組織並びに運営状況についての調査」によれば、回答のあった23道府県社協の活動について「一様に組織活動に

重点が置かれ具体的には県協議会の部会活動と協議会組織育成のための啓発活動及び郡市町村協議会の組織状況に向けられていたという（厚生省大臣官房広報渉外課・中央社会福祉協議会編 1951：86）。また、郡市町村社協については「結成が特に進んでいる地方社協は多く既成の社会事業団体（例えば社会福祉協会、済生援護会等）の改組されたもの」（同前：87）とある。その後、1951年度末までには全都道府県に社協が結成された（全国社会福祉協議会編 1961：12）。

1952（昭和27）年1月現在の調査では郡市区町村社協の結成数3,716（結成率41.3%）で、その内訳は郡281（同62.6%）、市154（同65.3%）、区82（同88.0%）、町村3,199（同38.9%）という状況であった（ただし東京都、山梨県、岐阜県、山口県、香川県を除く）（中央社会福祉協議会調査部 1952：45）。結成は徐々に進んでいったが、一方で、町村での状況について全国町村会会長・白鳥義三郎が「例えば福祉事務所ができますと、その福祉事務所の配下に福祉協議会というのが作られます。そうして半年なら半年だけの予算を勝手に立てまして、三十万とか三十五万とかいう予算を立ててその分担金を町村のほうに押付けて参ります」（参議院 1951：9）と述べているように、行政主導による形式的な設置が多かったと思われる。

前稿（石井洗二 2025）では1950年～1951年の社会福祉事業法の制定過程を分析し、本稿では1949年～1951年の社協創設の経緯を分析した。1951年以降の社協活動については別稿で改めて取り上げたい。

注

（1）委員の一人であった同胞援護会総務部長・中川幽芳によれば、組織要綱の委員名簿には掲載されていないが、厚生省から黒木利克と松本征二も参加していたという（中川幽芳 1984：68）。

（2）「この答申要綱にもられた組織案の性格は多分に社会福祉事業施設協議会的（Council of Social Welfare Agencies）なもので」（全国社会福祉協議会 1964：509）あった。

（3）小川政亮（1990）によれば「国政調査権にもとづく〔中略〕調査活動」（小川政亮 1990：20）であった。

（4）「社会事業の振興に関する方策要綱」の資料は未見であるが、中央共同募金会編（1966）にその一部が掲載されている（中央共同募金会編 1966：118-121）。ちなみに、調査報告書との前後関係について、鷺谷善教（1960）では、11月30日参議院厚生委員会による「社会事業の振興に関する方策要綱」、「同一内容の構想」が12月3日参議院議長宛「社会事業団体及び施設の振興に関する調査報告書」（鷺谷善教 1960：231）と記されている。

（5）「この要領は、地域配分を適正化するために中央〔共同募金〕委員会からの依頼によってつくられたもの」（中央共同募金会編 1966：80）とある。

（6）この点について、「従来法外援護として配分されていた使途の多くは小地域の福祉事業に切換えられた」（中央共同募金委員会 1950：253）とある。

（7）この点について、「受配団体という形態のもとにおいては、市町村等の地域におけるその組織化が初年度以来急速に進み、それが後年の市町村社会福祉協議会の基礎をつくった」（中央共同募金会編 1966：138）とある。

(8) 牧賢一(1950)は「社会福祉協議会活動の有力な理論的根拠を提示するものとして注目され」(田代国次郎 1984 : 75)、追補が加筆された上で改めて小冊子として日本社会事業協会から発行(10月15日)された。その小冊子も関係者に「広く配布され、社協の理論的拠りどころとなった」(鷺谷善教 1960 : 237)という。内閣法制局第四部(1951)にも含まれており社会福祉事業法案の作成に際しても参考されたことが分かる。小冊子は山口稔編(2024 : 285-299)所収。

(9) この時期の牧賢一について、重田信一(1993)は次のような指摘をしている。「〔六項目提案を〕手掛かりに、牧は新団体の構想を急ぐことを考え〔中略〕アメリカのCO理論の検討と社会事業の団体統合という現実課題とが事実上、混然として検討され、その結果が、社協=CO運動団体説としてまとめられていった」(重田信一 1993 : 103)。

(10) 民生委員の負担感について、東京都民生委員が次のように記している。「町会が解散して後は、われわれ民生委員が町民と区役所の間には介在する唯一のつながりである。町の政治はいつの間にか、悉く民生委員の頭上におっかぶさってきた。曰く防犯協会、曰く防火協会、衛生組合、電力協議会、父兄会、何んでもござれで、すべてが民生委員のところへ殺到してきた。〔中略〕一番致命的だったのは、担当地区に対するぼう大なる寄附金の割当てである。共同募金、同胞援護会、その他何々こういう時世であるから、その寄附金乃至会費の集金が甚だしく民生委員の立場を困難なものにし、町民のいらざる反感と疑惑とを深める結果になったのは実に遺憾であった」(長田幹彦 1948 : 10)。次官会議申し合わせの背景については、全国社会福祉協議会(1964 : 480-481)も参照。

(11) この点について、次のようにある。「このころはGHQの覚書によって全国の自治会組織が解散させられていた時代であり、もっとも有力な奉仕組織である民生委員(たとえば中央委員会刊昭和二二年版指導者用リーフレットは、民生委員が中核的存在であると述べている。)についてこのような指示がなされたことは、影響するところ多大であった」(中央共同募金会編 1966 : 65)。

(12) 「昭和二十六年三月/第十国会社会福祉事業法案説明資料」(厚生省社会局)のうち「社会福祉事業法案逐条解説」のなかで「関係行政庁の職員との関係」について「社会福祉協議会は、民間の団体であるが、この社会福祉協議会には、特に関係行政庁の職員の参加が認められている。このことが又協議会を法律で規定しなければならない理由である。即ち公私の完全な分離の例外をなすからである」(寺脇隆夫編 2013d : 139)と記されている。黒木利克(1951 : 168-169)にも同様の説明がある。

(13) 三団体声明は、全国社会福祉協議会編(1961 : 9-10)、全国社会福祉協議会(1964 : 517)、同胞援護会会史編纂委員会編(1960 : 742)にそれぞれ掲載されている。

(14) 1950年9月三団体統合の声明に際して確認されたという「社会福祉協議会設置理由」が同胞援護会会史編纂委員会編(1960 : 742)に掲載されている。また、先行研究では山口稔(2000 : 25)が言及しているが、これは牧賢一(1955)の記述を参照したものと考えられる。

(15) 全国社会福祉協議会編(1961)には「九月二十六日、前掲準備要綱によって「社会福祉協議会準備委員会」が成立し、同準備局が社会事業協会内に設けられ」(全国社会福祉協議会編 1961 : 10)たとあるが、後述するように準備委員会の正式発足は11月であり、基

本要綱及び構想案の作成は「準備事務局」によって行われているため、9月20日三団体声明の後、9月26日に準備事務局が設置されたものと思われる。

(16) 11月準備中央会議によるものとされる「基本要綱及び構想」が全国社会福祉協議会三十年史刊行委員会編（1982：499-513）や『全国社会福祉協議会百年史・資料編』（全国社会福祉協議会、2010年）に活字化されて収録されているが、記載に誤りが多いため、本稿では社会福祉協議会準備事務局（1950）を用いて検討する。経緯を見る限り準備事務局による「基本要綱及び構想案」はそのまま承認されて準備中央会議による「基本要綱及び構想」となったと考えられる。

(17) 当時、COの実施主体としての社協を理論的に主導していた牧賢一について、永田幹夫は「新しい」団体という意味をだすために、コミュニティ・オーガニゼーションをいったのかも知れません」「本心は、とにもかくにも新しい統合団体を完成するところにあって〔中略〕コミュニティ・オーガニゼーションでひとつの粧いをつけたと思います」（重田信一・吉田久一・永田幹夫 1977：178-179）と指摘している。また、黒木利克は「〔三団体統合を牧に相談したところ〕共鳴をえて、彼とともにその理論武装をすることとなり、コミュニティ・オーガニゼーションについての二人の研究も熟していたので、社会福祉協議会活動として世に問うことにした」と述懐している（黒木利克 1977：118）。いずれも、まず現実的な要請があり、それを理論的に後付けしたことを示唆している。

参考文献

地方財政委員会事務局財務課編（1952）『地方財政平衡交付金制度解説・第2巻』地方財務協会

中央共同募金委員会（1949）『共同募金年報』昭和23年版

中央共同募金委員会（1950）『共同募金年報』昭和24年版

中央共同募金委員会（1951）『共同募金年報』昭和25年版

中央共同募金会編（1966）『国民たすけあい共同募金-赤い羽根20周年』中央共同募金会

中央社会福祉協議会調査部（1952）「都道府県社会福祉協議会の実態調査報告（上）」『社会事業』35（4）40-52.

同胞援護会会史編纂委員会編（1960）『恩賜財団同胞援護会会史』同胞援護会会史編纂委員会
石井洗二（2025）「社会福祉事業法の制定過程における社会福祉協議会の位置付け」四国学院大学論集（168）28-60.

今岡健一郎他（1948）「1948年の社会事業を顧みる」『社会事業』31（11・12）37-51.

井岡勉（1968）「地域福祉組織の整備課程-社会福祉協議会の発達史的検討」『社会学部論叢』（2）佛教大学学会、61-83.

橋本宏子（2015）「中間媒介組織としての社会福祉協議会へ—研究の視覚と方向性」橋本宏子・飯村史恵・井上匡子編著『社会福祉協議会の実態と展望—法学・社会福祉学の観点から』日本評論社

川上富雄（2023）「市町村社会福祉協議会の設立過程と実践理論の形成」『駒沢大学文学部研究紀要』（80）19-47.

木村忠二郎（1951）『社会福祉事業法の解説』時事通信社

厚生省大臣官房広報渉外課・中央社会福祉協議会編（1951）『社会福祉行政資料 1951』厚生省大臣官房広報渉外課・中央社会福祉協議会

厚生省五十年史編集委員会編 1988『厚生省五十年史・資料篇』厚生問題研究会

厚生省社会局（1949）「民生委員の職務の範囲について」1949年9月27日厚生省社会局長発都道府県知事宛社乙発第227号『社会事業』33（2）51-52.

黒木利克（1951）『現代社会福祉事業の展開-社会福祉事業法の解説』中央社会福祉協議会

黒木利克（1958）『日本社会事業現代化論』全国社会福祉協議会

黒木利克（1977）「牧さんについての思い出」重田信一・吉田久一編『社会福祉の歩みと牧賢一』全国社会福祉協議会、117-119.

黒木利克ほか（1956）「座談会・戦後の社会事業の出発」『社会事業』39（3）46-66.

牧賢一（1949）「社会事業組織の問題-Community Organization Work の一過程としての考察」『社会事業』32（10.11）18-26.

牧賢一（1950）「社会福祉協議会の理論と問題」『社会事業』33（9）13-23.

牧賢一（1953）『社会福祉協議会読本—市町村における』中央法規出版

牧賢一（1954）「社会福祉協議会活動」（全国社会福祉協議会連合会社会事業研究所編『日本社会事業総覧』日本社会事業調査会）514-530.

牧賢一（1955）「社会福祉協議会の組織とその展開-地域社会の発見、民主的生活の徹底」『社会事業』38（10）39-46.

中川幽芳（1984）『福祉の世界に五十年』印美書房

中島修（2003）「戦後初期における市町村社協の組織化過程に関する研究」『日本社会事業大学研究紀要』（50）137-149.

内閣法制局第四部（1951）「第10回国会・社会福祉事業法案（昭和26年）」平14法制00654100国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/>（最終閲覧2026年2月25日）

長田幹彦 1948「民生委員手帖より」『厚生時報』3（2）、厚生行政研究会（厚生大臣官房総務課）

日本社会事業協会（1949）「都道府県社会事業組織要綱」全国社会福祉協議会編『全国社会福祉協議会百年史・資料編』全国社会福祉協議会、2010年（寺脇隆夫編 2014aにも所収）

西村正広（2002）「1950年代の社会福祉協議会活動論に関する研究」『高崎健康福祉大学紀要』（1）131-143.

農村社会事業研究委員会編（1949）『農村社会事業実践要領』財団法人日本社会事業協会（山口稔編 2024にも所収）

小川政亮（1990）「社会福祉事業法先行諸案と本法の意義-公的責任問題を中心に」『日本福祉大学研究紀要』（82）

小野頭編（1979）『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書・改訂版』社会福祉研究所

佐藤信一（1951）『われわれの良き郷土はかくして生まれる-社会福祉協議会早わかり』中央社会福祉協議会

参議院（1951）「第12回国会参議院地方行政委員会会議録第9号」1951年11月13日、

国会会議録検索システム <https://kokkai.ndl.go.jp/img/101214720X00919511113/9> (最終閲覧 2026 年 2 月 25 日)

参議院厚生委員会専門員室編 (1950) 『社会福祉事業基本法案関係資料』参議院厚生委員会専門員室

社会福祉協議会準備事務局 (1950) 『社会福祉協議会組織の基本要綱及び構想案』社会福祉協議会準備事務局 (山口稔編 2024 にも所収)

澁谷朋樹 (2021) 「「シャウプ勧告」における平衡交付金の再検討-地方財政調整制度の再構築に向けて」『公共政策志林』9、135-148.

重田信一 (1993) 「戦後の社会福祉の動向と社会福祉協議会の位置づけ-社会福祉協議会の創設と性格論争過程」日本地域福祉学会地域福祉史研究会編『地域福祉史序説-地域福祉の形成と展開』中央法規、98-116.

重田信一・吉田久一・永田幹夫 (1977) 「牧賢一の歩みに学ぶ (座談会)」前掲『社会福祉の歩みと牧賢一』146-194.

田代国次郎 (1984) 「戦後日本のコミュニティ・オーガニゼーション」『広島女子大学文学部紀要』(19) 73-92.

寺脇隆夫編 (2011) 『戦後創設期/社会福祉制度・援護制度史資料集成 [第Ⅱ期]: マイクロフィルム版木村忠二郎文書資料』柏書房

寺脇隆夫編 (2013a) 『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第 2 巻民生委員 (2)』柏書房

寺脇隆夫編 (2013b) 『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第 3 巻福祉主事・福祉事務所 (1)』柏書房

寺脇隆夫編 (2013c) 『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第 6 巻社会福祉事業法 (2)』柏書房

寺脇隆夫編 (2013d) 『資料集戦後日本の社会福祉制度・3 福祉行政基本資料・第 8 巻社会福祉事業法 (4)』柏書房

寺脇隆夫編 (2014a) 『資料集戦後日本の社会福祉制度・4 福祉施設・福祉団体基本資料・第 6 巻福祉団体 (1)』柏書房

寺脇隆夫編 (2014b) 『資料集戦後日本の社会福祉制度・5 災害・引揚・共同募金・第 7 巻共同募金 (1)』柏書房

鷺谷善教 (1960) 「社会福祉協議会と地域社会」吉田久一・小川政亮編『社会保障と社会事業』医歯薬出版

山口稔 (2000) 「第 1 章 戦後民間社会事業組織の再編と社会福祉協議会の設立-初期社会福祉協議会理論の形成」同著『社会福祉協議会理論の形成と発展』八千代出版、1-47.

山口稔編 (2024) 『戦後社会福祉協議会関係資料 1・第 1 巻: 昭和 20 年-昭和 25 年』すいれん舎

全国社会福祉協議会編 (1961) 『全国社会福祉協議会十年小史』全国社会福祉協議会

全国社会福祉協議会編 (1964) 『民生委員制度四十年史』全国社会福祉協議会

全国社会福祉協議会三十年史刊行委員会編 (1982) 『全国社会福祉協議会三十年史』全国社会福祉協議会

Historical Study on the Making of the Council of Social Welfare : 1949-1951

ISHII Senji

Against the backdrop of practical demands—regional organizational restructuring, community chest recipient organizations, prefectural community chest bodies, Minsei-iin (community welfare commissioners) as operational bases, and administrative participation—the Social Welfare Council was conceived as an organizational framework for community organizing activities. The vision for regional restructuring leading to the Social Welfare Council began around 1949, while organizations bearing the name “Social Welfare Council” as community chest recipient bodies also started appearing around the same time. By 1950, alongside preparatory work for the Social Welfare Services Act, public-private coordination efforts to realize the organizational concept of the Social Welfare Council intensified. The “Systematic Chart of Social Welfare Councils” created by the Ministry of Health and Welfare's Social Welfare Bureau during this process outlined the nationwide organizational structure and the placement of Hōshi-iin (volunteer service members). Thus, the Central Social Welfare Council was established in January 1951. The Social Welfare Services Act, promulgated in March, made prefectural social welfare councils statutory. By the end of fiscal year 1951, councils had been formed in all prefectures, and over 40% of counties, cities, towns, and villages had established their own councils.

Keywords :

Community Chest, Minsei-iin, Systematic Chart of Social Welfare Councils

論文

若者の社会参加

竹本 達也

要約

我が国の若者についてはこれまで、選挙での投票率の低さをもとにその社会への関心のなさが指摘されてきた。しかしこうした従来の議論は「社会参加」を「政治参加」（あるいは投票行動）という要因に切り縮めてしまっており、多様な形態の社会への関わりを視野に収めることができないように思われる。そこで本稿は、A.Hirschman の「離脱」「発言」そして「忠誠」への議論をヒントに改めて若年層の社会参加に関するメカニズムを素描することを試みた。その際に、「当事者意識」と「変身願望」という2つが若年層の社会参加のありようを左右する要因として重要なものであることを示した。これらに着目することによって、例えば単に「発言する」という顕在的な社会参加のみならず、離脱しないが発言もしないといった多様な参加パターンなども説明できることが明らかになった。

キーワード

社会参加

離脱

発言

0 はじめに

日本において少子化が進んだ現在、社会におけるそのボリュームこそ小さくなりつつあるとはいえやはりなお、若年層の価値観と行動様式に注目する意義は少なくないと思われる。当然のことながら彼らは中高年層よりも時間的に長く社会の主人公であり続ける可能性があるほか、その感性の敏感さから流行や生活パターンなどに関しても時代を先取りする傾向が否めないからである。もちろん、既に多くの論者が指摘しているように一口に「若年層」といっても彼らが共通の特性を帯びているとはいいがたいという点も決して見過ごすべきではない。ただそれでも、社会のありようを観察するにあたって当該社会における若者の価値観や行動様式をいわば一種の指標に位置づけることができるわけだ。とりいそぎ本稿でいう「若者」「若年層」とは10代後半から30代以下の世代を指すことを申し添えておこう。

さてわが国における今日のこの世代の特徴に関してはとりわけ1990年代以降、労働や消費あるいは家族友人との関係性やSNSとの関わりなどの観点から既に多くの論者によって多くの指摘がなされている。その多岐に亘る指摘に一貫して見出せるのは、上の世代と比較して現代の若者が大人しくて受動的であるとともに権威主義的/保守的であり、将来のために禁欲的に努力するよりも現在を享乐的に生きることを選好するといったものである。なかでも社会とのかかわりという点に関していえば、政治的無関心が著しいとされ、その投票率の低さなどが例外なく強調されている。ところで「若者の政治離れ」と総称されるこの事態は、そもそもいったいいかなることを意味しているのであろうか。そして仮にそうした事態が確認できたとして、ではなぜその状態が出来るに至ったのであろうか。本稿で取り組みたいのはまさにこれらのことを改めて吟味する作業にほかならない。

以下まずは、若者と政治参加について提出されているいくつかの代表的な考察の射程とその限界の確定を行う。その確定を通じて、若者にみられる今日の特徴が「政治離れ」というよりもむしろ「社会参加のつかいわけ」として定式化するものであるということを示したうえで、さらにその「つかい分け」の実態について、A.Hirschman の視座を思考の補助線に用いて整理する。こうした一連の作業を通じて、現代日本における若者の社会への距離感を醸し出す契機的一端を明らかにしてみたい。

1 若者の「政治離れ」が意味するもの

我が国では 2016 年の法改正をもって選挙権年齢が引き下げられたのだが、若年層の政治参加を促さんとするその趣旨に反し、直近の選挙を例外として国政選挙におけるだけでも 18 歳 19 歳の投票率は 4 割を下回る状態が続いてきた (1)。欧米諸国と比較してその数字の低さが顕著であるせいもあってか、これをもって現代日本の若者が政治には関心を示していないとするいわゆる「政治離れ」が指摘されるわけだが、ここではこれらの指摘の内容を確認しその実情について整理することからはじめよう。

理解のためにまとめてしまえば、今日の若者の政治離れすなわち若年層（とりわけ本稿で注目したい 10 代後半～30 歳代の若者）が投票行動をはじめとする政治参加を行わない理由として昨今一般的な見解としては、(ア) 投票しても何も変わらない 変えられないとする諦念 (イ) 政治は難しくてよくわからないとする忌避的態度 (ウ) 若者が政治にかかわることをよしとはしない上の世代や、政治的態度を涵養できないでいる教育現場の存在 といった 3 点がよく指摘される点ではある。これら 3 点は厳密に言えば別個の事態ではあるのだが、その内実は密接に関連しているともいえる。以下、それらについての指摘を順に見てからその妥当性を吟味してみよう。

まず (ア) の諦念について。例えばこの視点をとる代表的な論者でもある土井は、日本社会が成長期から成熟期/停滞期に入った現在、「たとえ努力しても現状はなかなか大きくは変わらないものへと変質して」おり、「何をしたところで社会はどうせ変わらない」(土井 2019 : 13) とする感覚が特に若年層に広まっているのだと強調する。むしろ彼ら若者は、変化を望むよりもむしろ変わらない/変えられない現状を無事に生きぬいていくことこそを優先するというわけだ。同様の指摘はほかにも多くなされている。いわく、「状況を受け入れ、与えられた状況の中で何をできるかを求める『戦術』は、自分が何事かをなすいう世界に生の現実(リアリティ)を移行させ局限することによって尊厳を保つという転倒を出現させる」(中西 2011a : 327) のだと。ましてや少子化高齢化が進行する現在では、得票に対する高齢者の数の方が若年層のそれよりも圧倒的に意味をもつ「シルバー民主主義」といった状態も散見するため、若年層が一層ある種の無力感を抱くようになったという点も否定できまい。つまり、変化を希求するよりも現状に甘んずる若者の態度がますます強固なものになりつつあるというのである。

「保守化」とでもいふべき若者のこうした心性の存在を「政治離れ」の要因と位置づける視点は土井以外にも多くの論者によって設定されている(例えば狭間 2019、濱田 2019、中西 2019、友枝 2017、工藤 2020 など)。若年層の醸し出す一種の諦めと受動的/権威主義的な姿勢が上の世代をして「おとなしい若者」像を描き出させるわけだが、その姿勢は別様にみれば、政治や投票といった機会から若者が自ら進んで退出しているともとらえることが可能だろう。つまり、政治的な知識や情報の疎さを自覚する若者が、敢えて参加することを避

け投票などの機会には参加しようとしな、言い換えれば、投票しないとの選択を行っているともみることができるわけだ。これが上記の(イ)の忌避的態度への言及に関連しているということは言を俟つまい。

実際のところ、一口に「若者」といっても非大卒層と大卒層とではその政治への関わり方が大きくことなるということを指摘したうえで吉川らは、学歴が低いほど現意志向が強いという点について詳細なデータをもとに明らかにしている。「政治は難しすぎてよくわからないと考えている無党派層」は、「自分の意見や利害を選挙に活かす」のに最適な投票先を『「だれか教えてください』といった思いを抱いたまま、投票をためらわざるをえな」くなってしまふ。「そのような『支持なし』ではなく『指示待ち』の人々が、投票頻度が低い非大卒・低収入の層と重なる」(吉川 2009 : 179) というのである。

さらに、選挙制度が抜本的に変更されイデオロギー対立が機軸をなしていた従前の 55 年体制が消滅した結果として、多くの新党が現れては消え政治状況が一層見通しにくくなってきている今日の事情も確かにまた否定できまい。遠藤がいうように「冷戦の終結、政党の離合集散、政策の収斂化に直面した状態で、どのように政党が対立しているかを政治的知識に乏しい若い世代が把握することは困難だっただろう」(遠藤 2021 : 14)。そうであればこそ、自身の手持ちの知識では理解が難しい政治のシーンにわざわざ自らの時間や労力を割いて関与しようとする若年層が少なくなったという主張もそう的外れなことではないようにも思える。

またこうした事態を前になお若者の政治参加を促そうとするのであれば、多くの“政治的知識”を学校教育において補足するしかあるまい。ところがその必要が認められるにしても、現場で行われるのはせいぜい投票の真似事でしかないとされる。広瀬らの指摘を確認するまでもなく(広瀬 2020、桜井 2020)、1960 年代前後の学園紛争や政治闘争を契機に制定された法律により、教育の現場で政治教育を行うことは今日に至るまで事実上禁止されてきている。全国を席卷した 1960 年代末の学園紛争以降、法律や通達によって教室においては「政治的中立性」が強く要請されるようになってきており、教員が具体的な政治的問題を扱うことはほぼタブーとなってきたのである。これが上記の(ウ)の要因にあたるものだ。かくして、「現在行われている模擬投票の多くは、必ずしも現実政治を理解するような形態にはなっていない」(秦・酒井 2021 : 22) といった事態が長き、その結果として「党派性や特定の政党へのコミットメントを避けようとする」(野口 2021 : 27) 若い世代が醸造されてきたであろうことは想像にかたくない。

さらに付言すれば、政治や社会に自らを引き付けて問題化するには学ぶ側の「主体的な態度」の涵養が不可欠とされるのだが、業務負担や長時間労働にあえぐ現場の教員たちはそうした態度の涵養に励む余裕ももちあわせていないという点も見逃せまい。しかも、教育現場で生徒らの「主体性」を称揚すればするほど、既存の支配的な学校文化を先取りする形で逆説的に自粛自制し結果として生徒たちの間で“服従的な振る舞い”“優等生的態度”が蔓延していく可能性があるという点についても広く指摘されているところである(桜井 2020、岡村 2020)。かくして今日の教育現場が、投票をはじめとする若者の自律的な政治的参加意識をたかめるどころか、むしろそこから距離をとるよう政治的不参加の再生産を行っているとも考えることもできるというのである。これらはいまでもなく上でみた(ウ)の要因に相当してもいる。

2 問題の所在

さて、若者の政治離れに関する以上のような説明はなるほど一定の妥当性をもっているように思われるのだが、しかしだからといって首肯するのもしささか拙速にすぎるといってよいように思える。例えば工藤はきわめて端的に、若年層の「政治離れ」を考えるにあたって『政治参加』を投票行動に切り縮めるという概念的 premise に根本的な疑義を呈して「本来『政治参加』は投票行動のみではないはずだ。彼らは別の『政治』に向き合っている可能性がある」のだと断じてみせている。『若者の低投票率』を『政治的無関心の現れ』とする議論には、『日常生活』において彼らが直面する状況への想像力の欠如があるのではないか

(工藤 2020: 7) とみる工藤は、自身の行った沖縄での聞き取り調査などの経験をふまえ、基地問題など微妙な政治的問題に関して当地の若者が沈黙する傾向にあるのは、無関心からなどでは決してないということを明らかにしているのだ。

工藤によれば沖縄の若年層は、米軍基地をめぐる問題について自らが関与した場合それが「具体的な生活や自身が思い描く未来とどのように結びつくかがイメージできていないこと」として定式化しうる「語れる資格をめぐる逡巡」、そして意思表示をすることによって“波風を立てる”事態を回避せんとする積極的沈黙とでもいうべき心性を抱いている。「そのなかで『基地問題』に向き合う『沖縄の若者』は、自身の実感とのズレを感じながら『沖縄アイデンティティ』を背負わされ、別の場面では『知識のない若者』としての自身の不十分さに直面させられる経験をする。こうして彼らは引き裂かれ、『基地を語る』状況や場面から撤退し、『沈黙』を選択するのではないか」(工藤 2020: 117)。この、「日常生活」や日々の状況といったものに対する工藤の着目は重要である。とういうのも、例えばすでに触れた (イ) の政治的なものへの忌避的態度はなにも、投票しないという消極的な退却といったものではなく、日々の生活シーンでの経験や内省/熟慮といったものから紡ぎだされた意図的/積極的な戦略でもあると考えることが可能になるからだ。このことを逆にいうなら、少なくとも沖縄の若者は、日常生活において絶えず「政治的状況」に直面しそのつど一種の政治的態度を表明しているということになるだろう。投票には至らないこうした日々の経験や内省や熟考といった個々の営みもまた広い意味での「政治参加」だと位置づけうるということは、例えば R.Putnam の考察をふまえるとき一層明瞭となるように思われる。

周知のように Putnam は、「互酬性と信頼の規範」によって形成される人々のつながりを「ソーシャルキャピタル」という術語で表現し、1970 年代以降のアメリカにおいてそのつながりが急激なまでに減退しているさまを如実に描き出してみせた (Putnam[2000]=2006)。その際に彼は、「政治参加」という契機には投票のみならず「地方自治・国政の公職者との接触、政党や政治団体での活動、隣人との政治的議論、公的集会への出席、選挙運動への参加、キャンペーンバッジの着用、請願署名、ラジオのトーク番組での発言」などさまざま活動も含まれるとの態度をとっている。さらにいえば、PTA や環境保護団体あるいは地域コミュニティ等への参加なども視野に入れて「市民参加」「社会参加」すなわち公への関与行為とみることができるのである(2)。

同様に、「政治参加」が「投票」や「選挙活動」のみでなく「地域活動」や「個別的接触」といった形態を含むものであるということは Putnam 以外にも政治学の分野からも指摘されているところである (例えば境家 2021)。こうしたことをふまえるならいま、何をもって「政治参加」というのかについては多少の議論が分かれるであろうが、少なくともそれが投票に限らないということは明らかに合意できるのではないだろうか。

もつとも、投票行動以外の活動も広く「政治参加」に含めるにしても、最近の我が国の若者の「政治参加」に関する特異な傾向を否定するわけにはいくまい。その傾向とは、「組織的な行動」に対する徹底的な拒絶にほかならない。富永が詳細な聞き取りを行って明らかにしたのは、まさにこの点である。富永によれば社会運動のシーンでは集団で行う「デモの中で同質性にこだわるにせよ多様性にこだわるにせよ、若者たちは『組織』を嫌う。実際にコアメンバーと周辺メンバーの区別が暗黙の内であったとしても、一部の参加者を排除せざるを得なかったとしても、多様性を成立させるために一定のルールを設けていたとしても、自分たちの行動は『組織』によるものではないと語るのだ」(富永 2017: 220)。政治参加の個人化とでもいうべきこうした傾向は、個人々のレベルでさまざまな局面に意思表示できるようになった SNS の普及もあって今日ますます強まっているといえよう。ただいま重要なのは、個人化しているからといってそれが私化つまりプライベートな出来事にしか関心を示さないというわけではないということだ。というのも、ときに顔バレを恐れつつも (3)、少なくない若年層がなお公のことに興味をもち関与しつつあるという現状があるのだから。いわゆるブラック校則の変更やスケートボード練習場の設置を求めて陳情や署名活動を行ったり、難民や被災者支援のため募金活動やクラウドファンディングを始めたたりする中高生をはじめ若者の例などいちいち紹介するまでもあるまい (4)。

さてこうしてみると、「若者の政治離れ」といった巷間流布している指摘がいささか表層的にすぎるといえることが了解されるのではないだろうか。というのも、投票行動 (や組織的なデモなど) にこそ参加することは少ないかもしれないが、それとは異なる手段で広い意味での「政治参加」すなわち“私的な局面には回収はされない公的なこと”にも今日の若年世代はかかわりをもったりしているといえるわけなのだから。そうした一連のコミットメントをここでは「社会参加」とよぶことにしたい (5)。もちろんのことながら若者たちは絶えず意欲的に社会参加しているわけではない。ある問題については積極的に意思表示をしたり行動したりする一方で、ある問題には無関心を装ってみたり沈黙を決め込んだりする。確かに“偽装的な無関心”や沈黙は、明確な意思表示を第三者に向けて表明する営為とは一見異なるものではある。しかし工藤の指摘を繰り返すまでもなく、そうした表面的な無関心や沈黙は、家族や近い友人との日常的な営みの中でその問題を話題にしたりちょっとした議論を展開したりする結果もたらされたものでもあるのかもしれないのだ。その意味で彼らは、その都度「社会参加」をつかいはけていると考えることが許されるのではないだろうか。もしかしたら、投票という明確な行為には向かわないその「つかいわけ」が上の世代の目には「政治離れ」と映っているだけなのかもしれない。

そうだとしたら、若者が公的なことすなわち“社会問題”に関心をもちその解決に取り組む一連の背景が解明されるべき問題として浮上してくる。彼ら/彼女らが「社会参加」するのは、どのような場合なのだろうか。逆に社会の問題にそもそも関心をしめさずに沈黙という選択をしたり、あるいは望ましくない事態の解決にむけて具体的な行動をおこさないまでも何らかの関心を抱いたりするのはいったいいかなる場合なのだろうか。こうした若者の「社会参加のつかいわけ」のメカニズムを明らかにすべく以下では、A.Hirschman の議論にそのメカニズムの解明のヒントを求めるとにしたい。

3 忠誠という要素の2つの側面 —Hirschman の視座をヒントにして—

周知のように A.Hirschman は欧州での活発な政治活動や研究生活を経験したのち、第二

次世界大戦後のアメリカにその学究生活の拠点を移し、経済学に軸足を置きつつ哲学/政治学/社会学など多岐に亘る学際的思索を展開している。ここではその中でもラテンアメリカなどの発展途上国をフィールドに行った自身の経験もふまえて展開された「離脱・発言・忠誠」に関する議論を中心に、本稿でのヒントとなる視座を抽出してみよう。

彼が基本に据えるのは、自身の選好する組織や集団が衰退/腐敗するなどの期待に反する事態に直面した際に人々が原理的に「離脱 exit」か「発言 voice」の2つの態度の選択を迫られるという視座である。「離脱」とは文字通り、従前の組織集団に見切りをつけてそれらから隠遁/撤退（あるいは別の組織集団に参加）することであり、「発言」とはそれら組織集団などが惹き起こす「不愉快な事態 an objectionable state of affairs から逃避するよりも、とにかくそうした事態を変革 change しようと立ち上がることであると定義される。具体的には、企業の担当者に個人や集団が改善を要請したり、経営を変革させようと、より上位の権力層に訴えたり、あるいは、世論の喚起を意図するものを含め、さまざまな行動や抗議活動にでることである」(Hirschman[1970:30]=1982:34-5)。日常的に購入していた商品の品質悪化や価格高騰の例をふまえるならこの視座は容易に諒解されるだろう。Hirschman 自身もわかりやすく幾多にも言及してみせているように、自分が習慣的に購入してきた商品の品質が低下したり価格が高騰したりした場合に、不満を抱く消費者は従来の商品購入をやめたり別会社の商品を購入したりする（すなわち「離脱」する）かもしれないし、あるいはまた、「怠慢な経営陣に働きかけ品質やサービスを改善させる force improved quality or service」「購入先の企業、所属先の組織の慣行、経営方針、ならびにそれら企業・組織が産みだすものを変えようと試みる」(Hirschman[1970:30]=1982:34) かもしれないというわけだ。もちろんのことながら、人が当該事態に対して「発言する」といっても、その取り組み度合いにはかなりの温度差がありえよう。ただそれでも、悪化しつつある事態を改善ないし「元に戻す」ことができると考えられるとき、そして事態を変えることに十分意味があると判断するときには人は発言という営為を選択するのだと Hirschman は指摘するのである。きわめて自明かつ単純といえる彼のこの視座は、逆に自明かつ単純であるからこそ、経済学以外の分野にも応用が効き現実のさまざまな局面を理解する手立てとなりうるものになっているように思われる。そしてすでに推察がつくように、社会参加のつかいわけといった営為を考えるにあたり本稿が注目したいのもまさに「離脱」と「発言」をめぐる彼のこの論及にほかならない。なかでも、この2つを峻別する契機としての「忠誠 loyalty」に焦点を合わせることにしてみたい。

従来の経済学が自由競争や市場原理のもたらす効率性に関心をもち、専ら「離脱」の側面のみを語りがちであったことに異を唱える形で Hirschman は「発言」という選択肢に止目したわけなのだが、人々を「離脱」ではなく「発言」へといざなうもの、それこそが「忠誠」なのだと彼は強調してみせている。「ある製品や組織にかなりに愛着 a considerable attachment を抱いているメンバーなら、自分の影響力を高めるための方法を模索することが多くなるだろう。組織が、自分にはまづいとしか思えない方向に進んでいるときは特にそうである。逆に、ある組織内でかなりの力を振るっている（あるいは振るっていると思っている）メンバー、したがって自分は組織を『正しい軌道に戻す back on the track』ことができると確信しているメンバーなら、自分が力をもつ組織に強い愛着 a strong affection を抱く可能性が高い」(Hirschman[1970:77-8]=1982:86-7)。ここでいわれる「愛着」こそ、忠誠に妥当する要素にほかならない。そしてこの「忠誠」という要素をさらに理解するには、

Hirschman の議論をいささか詳細にみていく必要がある。

離脱の可能性を弱めて「発言を活性化させる」ものとしての忠誠に注目する彼は、公的次元 public arena と私的次元 private life の間で個々人の関心が往還するメカニズムについて考察する中で、次のようにも指摘している。すなわち、きわめて私的な欲求に従って購入した商品が欠陥品であった場合に人がとりうる選択肢について「もしその消費者が単に不運であって、たった一つの欠陥例を受け取ってしまったと信ずるに足る理由があれば、彼はそれを返却するか払い戻しを求めるであろう。これは本質的に、私的侵害への私的応答 a private response to a private injury である。しかしながら、もし彼が買った製品が危険であり、しかもそれがその製品の一般的性格であるということに消費者が気付いた場合は、公益がからむために、公的告発 a public voice という応答の見込みが高まる。同時に、そのような形で失望した消費者たちは、それ以前よりも既存の社会的・政治的制度一般に疑いを抱きやすくなる。彼を悩ませた失望 disappointment そのものが、私的生活から公的アリーナに漸進的に昇っていくための、いわばはしご ladders を彼に与えたのである」

(Hirschman[1982:65]=1988 : 72-3)。簡単にいってしまえば、その「失望」とは期待の裏返しでもあり、その期待をいわば下支えするものこそが忠誠だと考えられるわけである。「発言する」という営為と「離脱する」という営為の分岐点として「忠誠」という要素を重要視する Hirschman の姿勢は彼の著書においてもさらに確認することが可能である。離脱が可能であるにもかかわらず発言という選択をとらしめる要因としては彼によれば、「品質の低下した製品の改善という不確実性をどれだけ積極的に引き受けようとするか」という点、および「顧客・メンバーが組織に対する自らの影響力 their ability to influence the organization をどの程度のものと考えているか」(Hirschman[1970:77]=1982 : 86) という点の 2 つがあるのだが、「これら 2 つの要因は、けっして独立したものではない」と Hirschman はいう。

ただここでひとつ留意しておくべきかもしれない。彼が想定する忠誠とはあくまでも「組織」についてのものであった。だからこそそこからの「離脱」という表現も可能であり、その「離脱」が新たに加入した組織における「発言」へとつながる余地もあると考えられるわけだが、結論からいえば社会とのかかわりすなわち「社会参加」という次元についても「発言」はもとより「離脱」という営為を定位することが許されるように思われる。確かにメンバーシップが明確な組織と、構成員を厳格に確定しにくい「社会」というものを同列に捉えることには若干の無理がある。ただそれでも、当該の社会問題について積極的に意義を唱えたり、敢えて積極的には声をあげなかったり—場合によっては沈黙や無関心を決め込んだりする—という見方は十分可能であろう。その意味では、組織に対してだけでなく、社会についてもまた「発言する」「離脱する」といった Hirschman の視座を応用できると考えることにしたい。

さてそうだとすると、いま彼のこの指摘をさらに一步踏み込んで分解してみよう。彼がいう愛着つまり忠誠とは、状況について人を沈黙あるいは離脱させるのではなく発言をも促す作用を果たすものとして位置づけられているわけだが、考えてみれば容易に諒解されるように、離脱するのではなく発言するという一連の流れは、まず離脱はしないというはじめの選択がなされてから発言するという次の選択がなされることを意味している。一見自明にも思われるこのことを過小評価するべきではない。Hirschman 自身は、この 2 つの選択を特に分けては考えていないようだが、厳密にとらえるならそれらは原理的には別々の選択と

とらえるのが適当だと思われるのである。というのも、すでに確認したように彼は、望ましくない事態を受け入れる（すなわち問題ある現状を受け入れる）という要因と自らの影響力を算段するという要因の2つを、忠誠つまり離脱するか発言するか分岐点と指定しているのだが、それぞれは、「離脱しない」という選択と「発言する」という選択にかかわる契機として位置づけうるからである。かくして Hirschman がいう「愛着」すなわち忠誠という契機にも、厳密に言えば2つの側面が含まれていることがわかる。すなわち、望ましくない状態をどれほど我慢/甘受できるかに関する側面と、それらを改善するにあたって自身の影響度をどうとらえるかに関する側面の2つである。この2つの側面をそれぞれ整理してから、若年層の「社会参加のつかいわけ」という次元の理解につなげてみよう。

4 当事者意識と変身願望

自らにとって望ましくない状況に直面したとしてもそれを受容するよう人を導く次元の忠誠とは、言い換えれば、事態がどうなろうと多少の支障や変化を前にしても「離脱しない」という選択をさせる次元の忠誠だともいえる。それは、ある意味で寛容性といったものにも近いのだが、決してそれだけではないことにも注意しよう。期待に反する事態を前にしても直ちに「発言」するわけではないものの、だからといって「離脱する」というわけでもないというその態度は、いわば静かに関心を持ち続けるといった消極的な関与とでもいうべきタイプの社会参加に結実していると考えることができるのである。

積極的にかかわるというわけでは決してないが、しかしまったく無関心であったり沈黙を決め込んだりするわけでもないという態度。そうした態度は、自身が目の当たりにする事態がいかに望ましくない状態であれそれが自らにとってそれなりに重要かつ関係が深いと考えるからこそ選びとられるものだと思われる。逆に、自分にとって重要でも関係もしていない領域の事態だととらえるのであれば、人は我慢などせずいち早く「離脱する」であろう。つまり「離脱しない」という選択は、ただの寛容さを表すのみではなく、発言には至らないまでも「離脱はせずに」何らかの形で関心を向け続けざるをえなくさせるような性格の事象を前にしたときになされるものだといえるわけだ。

また当然のことながら、それまでに自分がその事態にどれくらいコミットしてきたか—つまり、時間や労力や費用などを投入してきたか—ということもまた、当該事態からは離脱はせずにある程度我慢して甘受するか否かに影響を与えうるものだと考えるべきかもしれない。自らがさほど熱心にはかかわってこなかった事象については、その事象が望ましくない方向に変わっていったとしても人はさほど神経をとがらせることがないといえるからだ。これらの忠誠/愛着こそが「離脱するかしないか」という選択にかかわるもの、すなわち Hirschman のいう「離脱の確実性を目の前にしながら、改善という不確実性をどれだけ積極的に引き受けようとするか」(Hirschman[1970:77]=1980:86) という要因に相当するものだと約言してもよいのではないだろうか。

当該の事態をまえに「離脱」はしないで引き続き事態にかかわり続けることを人に選ばせるこれらの2つの要素。すなわち、自分自身にそれなりの重要度関係性があるととらえる姿勢と、時間的労力的経済的にも自らがそれまでに入れ込んできた一種の埋没原価の回収に走らせるような姿勢、この2つが人の「離脱」をおしとどめる根底にあるのだとして、それらをあわせていまいささか唐突ながら「当事者意識」として定式化することにしてみたい。それは、ある事柄が少なくとも現時点に至るまで自分自身と何らかの形で関係しているとの

認識だといってよいものだ。実際にどのように関係しているかについて客観的な基準があるわけではないから、その認識は自覚というものにも近い。つまり、同じような境遇にあって同じような状況に直面したとしても、そこに自らがこうむる影響を感じる者もいればまったく感じない（すなわち他人事としかとらえない）者もいるわけである。実際のところ McCarthy らは、さまざまな社会運動が達成する目的から直接的な利益を得るわけではないものの何らかの形で当該運動に関与する個人や組織を「良心的支持者（conscience adherents）」と名付け、「より良き社会」をめざす運動において彼ら/彼女らを「動員する（mobilize）側面もあるのだと強調してみせている（MacCarthy and Zald 1994 :23）。積極的に発言するかしないかはいましておくとして、直接的な利害関係はないかもしれないものの沈黙や離脱はしない—つまりなんらかの形で関わりを保ち続ける—という態度は潜在的な意味で「当事者」として自らを定位することにほかならず、誤解をおそれずにいってしまえばまさに MacCarthy らのいう「良心的支持者」のそれにも近いものだとみることが許されるようにも思えるのである。

さてそれにしてもでは、事態を他人事ではなく自分にも深く関係するものと認識する姿勢はいったいどのようにして涵養されるのであろうか。若者が「発言」はしないまでも「離脱」もせずに社会について一定の潜在的関心とでもものいうべきものを抱き続ける模様を理解するためにも、この点を明らかにすることは不可欠となる。その際に何よりも参考になるのが富永の知見であろう。社会運動へのかかわりをもったことのある若年層への詳細な聞き取りを通して富永が確認したのは、さまざまな形で公的な運動に参加するに至った彼らが、親や学校などでの日々の生活を通じて“政治”に目覚めていく過程にほかならない。ある者は「制服や校則、国家といった身近な事物を通じて社会の問題に気づき、それに居心地の悪さを感じながらも、共有できる人がいなかったり」、またある者は「家庭や学校の中で伝達される、信仰や平和の問題といった、いわゆる『大文字の政治』に関心をもちながら、そうした問題意識を比較的同質性が高いコミュニティの中で友達と共有したり」（富永 2017:176）する。富永がそれぞれ「孤独な反逆児」「箱入り社会派」と命名するそうした若者たちは、やがて大学生や社会人になり寮/シェアハウスなどでの異質な他者との出会いを通じて「自分自身の『当たり前』について考え直し、生活習慣や今までの態度・振る舞いを見直している。こうした見直しは、社会運動に参加するきっかけとなることもある」（富永 2017:199）。なぜなら、富永によるとそうした場合は「知識がなく、また安保法案や特定秘密保護法案といった大文字の政治に対する関心はないものの、社会の当事者として強くわかりあえる」機会を提供するからである。例えばバイトなどについて「誰かがふとこぼした愚痴や雑談から労働状況の相談になったり、税金の多さから政府への不満といった議論に結びつく」（富永 2017:203）といった具合に「シェアスペースやシェアハウスといった場が、彼らのプライベートな語りをもって政治の『当事者』として語らせる一方で、大学のゼミや講義での対話のように、『知識』をそれほど問われない空間というためであろう」（富永 2017:205）。

こうして涵養されてゆく「当事者意識」とでも呼ぶべきもの。それは、当該状況が自分には必ずしも無関係ではないということ、むしろ自分が潜在的にはそれに深くかかわっているかもしれないとの自覚を改めてもたらすものだ。その自覚は、自らがその事態とかかわりをもっているのだから自分の介入によって事態を何らかの形で変えることができるかもしれないとの認識にもつながり得る。そしていうまでもなく、自身の影響力について自覚するというこの要素こそが、望ましくない（あるいは望ましくなくなった）事態に対してより積極

的に異議の声を挙げる—すなわち「発言する」—といった営為に人を誘うタイプの忠誠/愛着だと考えられるわけである。いかに看過しえない状態に直面したにしても、その改善や事態悪化の阻止にあたって自身が無力である/もしくは微々たる影響力しか行使しえないと評価する場合、積極的に抗議の意思表示をする人はそう多くはあるまい。逆にいえば、自分が発言することによって少しでも眼前の状態を好転させようと信じる場合にこそ人は自身の存在を大きくアピールする意味もあり、「発言する」という選択をするのであろう。

この点に関して、きわめて興味深い指摘が Hirschman によってなされている。彼は個人の関心が私的なものから“公的なアリーナ”へと移行する過程に言及する中で、自らが社会を変革しようと認識することそれ自体が（その認識が幻想であるかもしれないにしても）人を酔わせる快楽 *pleasure* であり、公的活動に関わることでそれ自体が自身を変身成長させる「快感的経験 *pleasurable experience*」だというのである。いわく「多数の人々は、現存の社会的・政治的秩序は変革の対象とはならないし、いずれにせよ自分たちはそうした変革を成し遂げるには無力である、と感じながら成長する」のだが、そこには『私』が社会を変えられる、というのではなく、公的アリーナでの私の仕事や活動が、世界の状態になんらかの実際の変化を私をもたらしたかどうかにかかわらず、私を変化させ開発する *change and develop me* (Hirschman[1982:90]=1988:103) という快い経験が伴っているというわけだ。さらにここに、もう一つの快感すなわち、同志との交流がもたらすそれを付け加えるべきかもしれない (6)。Hirschman いわく、自分は「社会を良い方向に変えるように働くことができるし、さらに、その目的に向けて心を同じくする他の人々と仲間になることができる、という突然の認識（ないし幻想）は、そうした条件下ではそれ自体快感であり、まさに人を酔わせるものとなろう」。快楽快感を伴うこの一種の自己変革とでもいいうるポジティブな側面をもつからこそ人は、単に「離脱しない」という消極的な選択肢にとどまるばかりではなく、さらに一步踏み出す形で「発言する」というより積極的な選択肢を選ぶと考えることができるのだ。

社会にどのようにかかわるかの選択に関するこうした整理は、いささか文脈を異にするものではあるが、先行する Meyer らの知見をふまえながら社会運動組織への参加を3つの観点から補足できるとした Klandermans のそれにも重なる部分があるともいえよう。Klandermans によれば、(ア) 当該組織に対する情緒的な愛着 (*an affective attachment*) (イ) 組織を脱退することに伴うコストを認識させ引き続きそこにとどまる (ウ) 組織にとどまることが義務だととらえる といった3点が社会運動への参加の根底に見出せる (Klandermans1997:30)。このうち、(ア) と (ウ) は自身の関与を後押しする性質のものであり極めて類似していることがわかる。その意味では、社会運動組織への参加に関するこれら3つの類型は、(ア) と(ウ)のように愛着や規範意識に基づくものと、(イ)のように参加しない際の不利益を視野に入れたものの2種に大別できよう。つまり Klandermans が指摘した社会運動への参加の仕方は、まさに本稿で定式化したものつまり、自分自身にとって何らかの因縁があると感じるがゆえに離脱しないで発言するという形態の関わり方と、そうした因縁を絶つには抵抗があるがゆえに離脱はしないが、だからといってそれほどの思い入れもないがゆえに発言もしないといった形の関わり方にもきわめて似ているといえるように思われるのである。もちろんのことながら既述したように、社会運動組織に対して離脱/発言することと、社会問題に対して離脱/参加することとはまったく同じだというわけではない。この点は一応改めて念頭においておくべきかもしれない。

さてそれはさておき、自分は当該事象を好転させるにあたって少なからぬ影響力を持っているのだという自覚、そしてその影響力の行使を通じて自身を成長させることへの志向性、それらをここでは「変身願望」と定式化してみることにしたい。いかにも大げさな表現ではあるが、「私」の変化に言及する Hirschman の指摘をふまえるならそう的外れなものではあるまい。そして、若者の社会とのかかわりにおいて積極的に声を挙げるというタイプの参加すなわち「発言」へと人を誘う背景に「変身願望」とでもいうべきものがあるとすれば、それに焦点を絞って考察をすすめていくのが適切だと思われる。

5 2つの変身願望

眼前に展開される社会問題に対して積極的にかかわることによって自分が別様にもなることができるかもしれないという感覚。その感覚を魅力的に感じるのはなによりも、いまここにいる現時点の自分とは違う自分になりたいなってみたくてという願望があるからにはほかなるまい。ただその際に見逃すべきでないのは、宮原が指摘しているようにその願望には2種類のものがあるという点である。彼によればその2種類はそれぞれ「成りたい願望」と「変わりたい願望」とでもいいうる性質を帯びている。

前者すなわち「成りたい願望」は「厳密に言えば、変身することに対する願望ではない。そうではなく、変身した結果、自分にとって望ましい姿を獲得し、その新しい姿で物事を経験してみたいという願望である」(宮原 1999: 182)。これに対して後者すなわち「変わりたい願望」とは変身の結果ではなく、変身するというそのものへの願望であり「変身そのものが魅力的になっているような願望」なのだと言及している。いわば、別様の自分への変化を志向する「成りたい願望」が「現在の自分に永久におさらばする」タイプの「ノーリターン」な色合いが濃いものに対して、今とは別の自分を演出しその気分を味わおうとする「変わりたい願望」は「つぎつぎに姿を変えてみるなかで、またもとの自分に戻ってきてもかまわないし、また、いつでも戻ってこれるという気持ちが含まれている。いわばリターナブルな願望であって、現在の自分を捨ててしまうわけではないから、しばしば気楽なゆとりのある願望である。その場合、目的は何かになることではなく、変わることで自他にある。いろいろな自分を創りだすことが、それ自体で想像上の快楽をもたらすのである」(宮原 1999:184) というわけだ。

さていま、人が状況への積極的な関わりすなわち発言を通して自己の変革をも“堪能”せんとするのだとの Hirschman の指摘とこれら宮原の考察を重ね合わせるなら、その自己変革というものにもまた「変わりたい願望」と「成りたい願望」の2種がありうると理解することが許されるだろう。いずれの願望も、少なくとも現在いまここにいる自分というものに必ずしも満足はしていないからこそ抱かれるものである。だからこそ自身のもつ可能性を信じて、直面する事態に影響を及ぼさんとして「発言する」と考えることができるわけだ。単に離脱しないという位相にとどまるのではなく、発言する/しないといったさらに一歩進んだ選択に人を導くものこそが、自身の持ちうる影響力への自覚と成長への志向つまり、いまみたような2種類の「変身願望」だと考えることができるわけである。

ただたったいま確認したように、この2種類の変身願望はその基調において微妙な違いをもっている。この点を過小評価するべきではなかろう。再び宮原の言葉を借りるならその違いは「自己同一性に対する態度の取り方の違い」にある。『成りたい願望』の場合、『私は私である』という自己同一性はそれ自体何ら問題になっていない。問題なのは『私は〇〇で

ある』と言ったときの〇〇の部分である。それは『ブス』だったり『貧乏』だったりするが、その部分をもっとワンドラブルなものに取り替えたいわけである。ところが『変りたい願望』の場合は、『私は私である』という自己同一性そのものが重圧になり退屈になっている。そうした同一性を揺るがして、『私は〇でも△でも□でもある』という形で、たくさんの私を経験してみたいのだ。いいかえれば、『成りたい願望』は特定の自己同一性を侵犯しようとするのに対して、『変りたい願望』は自己同一性そのものを侵犯しようとする」(宮原 1999: 185) というのである。これらの相違は、変身への願望のラディカルさ/度合いの強弱の違いとでもみていいのかもしれない。いずれにせよこうした図式を前提とするなら当然のことながら、わざわざ「発言する」ことにまで人を駆り立てる変身願望にもまた、相対的なものではあれ強弱の程度差がありうるとみるべきであろう。言い換えるなら、問題状況をただ座視するのではなくなんらかの“改善”をおこさんと(いかに微力であれ)行動を起こす—つまり発言する—にあたってはまた、決意に満ちたより「強い」感情に支えられた場合と、そうではなく、一時的/刹那的な非日常を味わってみたいといった「弱い」感情に支えられた場合がありうるというわけだ。当たり前とってしまえば当たり前のことではあるが、しかし現代日本における若年層の社会参加のありようを考えるにあたって、「発言」に対する熱量の強弱とでもいうべきこの側面は見逃すべきではないと思われる。

誤解をおそれずに約言してしまえば、いまここにいる自分を変えたいとする願望の熱量の度合いについては、若年層の「現在志向」と関係があるとみてもよいのかもしれない。実際のところ、今の若年層が将来のためにいま努力することよりも、将来に対する見通しがたたずいま努力したところで見返りが期待できるわけではないがゆえにいま現在を享樂的に過ごしたほうがよいと考える傾向にあるとの指摘は確かに巷間散見される場所ではある(例えば土井 2019 など)。もっとも狭間は 1995 年と 2015 年に行われた調査のデータをもとに、「若者の置かれた状況が困難になったこの 20 年間をみても、若者の現在志向は、強まってはいるが「むしろ弱まっている」(狭間 2019: 31) ことを剔出している。ただ加えて狭間が見出したのは、「非大卒の若者と比べて大卒の若者のほうが、現在志向が弱い」という学歴の有無による差がこの 20 年の間に表面化してきたという点であった。「時代の変化にあわせて、大卒層は目を覚まし、将来のための節約・努力をするようになった」(狭間 2019: 37) ということはつまり、これらの層にあたる若年層が現在のいまここにいる自分の変化変身を志向しているということにほかなるまい。いいかえれば、高学歴層は高学歴層で現在とは異なる自分の姿を将来に投影しているという意味において穏健な一種の変身志向を内包しているということも可能であり、低学歴層は低学歴層で—時には「親ガチャ」といった術語を自嘲気味に駆使しつつある種の運命論を呪いつつも—現在の社会やそこで翻弄される自らの姿の劇的なまでの別様のありようを密かに夢見しているとも総括することが可能なのである。ここに、「努力主義の衰退」に関する寺地らの言及を付け加えてもよいだろう。つまり学歴の有無にかかわらず、社会的な閉塞感にさいなまれ生きづらさを抱える若者が一定数存在するからこそアニメやラノベなどの昨今のエンタメ界で「異世界転生系」をテーマにした作品がブームになっているとみる中西の指摘(中西 2011a, 中西 2011b) をまっまでもなく、その程度に違いこそあれ若年層の誰もが程度の差こそあれ「いまここにいる自分」に安んじることをよしとしないといふことが許されるようなのだ(7)。そして私見によれば、現代日本において「発言する」という若者の営為を吟味するにあたって、ここでみたような「変身願望」の濃淡とでもいうべき要因を視野に入れることがきわめ

で重要となってくる。いま/ここでの努力から担保される将来の「変身」と、いま/ここでの努力だけではどうしようもないがゆえに夢想される「変身」への願望。前者はどちらかというノーリターンな変身願望であり、後者はリターナブルなそれに近いといえよう。宮原は理念型としてこれら2つを峻別していたわけだが、それはあくまで理論上のものであって実際には両者はのみ区別されるものではあるまい。強いというなら、前者すなわち将来志向に下支えされた変身願望がいまここにいる現在の自分のラディカルなまでの変身を視野にいた「成りたい願望」的な傾向をもつものに対して、後者すなわちいまここにいる自分とは異なる自分を一時的にでも味わってみたいとする「変わりたい願望」的な傾向をもつのだと整理できるように思われる。前者と比べて後者は明らかに刹那的とでもいいうる「非日常」を経験するそれ自体を目的にしたものである。直面する社会問題に関与する場合、関与することで自らの変容をも厭わない熱量の高い関与の仕方と、関与することそれ自体が醸し出す特別な自分像をひと時でも堪能するといった熱量がさほど高くはない関与の仕方といったものが考えられるわけである。

6 若者の社会参加のつかいわけ

さてここまで、主に Hirschman の視座を思考の補助線に用いることによって現代日本に生きる若者の「社会参加」についていくつかの位相がありうるという点について整理を試みてきた。これまでみたところによると、「当事者意識」や「変身願望」の質あるいは濃淡によって、問題状況を目の当たりにしたとき離脱する (exit) か、それとも離脱しないか (no exit)、そしてまた、離脱しないにしても発言する (voice) か否か (no voice) の分岐点に人は立たされるのであり、その選択の結果が社会に対するさまざまな参加の「つかいわけ」となって立ち現われていると考えることができるのであった。

自身が生をおく現状が看過しえないものだと捉える場合、一番簡単なのはそこから目をそらし一切の無関心を決め込むことである。それは本稿でいう、exit つまり離脱するという選択肢に相当するものだ。確かに当該事態に目を向けてしまえば自らの日常を切断してまでなんらかの形でそこに没入して時間や労力を割かざるをえないコストがかかる。ただだからといって、一切目をつぶって問題状況をなかったことにする (すなわち離脱する) というわけにもいかないとの思いに達することもありえよう。理想に燃える若い世代ならではのこうした思いに至るケースも少なくはあるまい。そうした場合に選ばれるのが、no exit という選択にはかなるまい。繰り返すまでもなくそれは、強い関心がないわけではないが、だからといってコストを払ってまでも何か積極的な行為を自ら起こそうというまでにも至らない段階のいわば熱量の低い社会参加であり、“見えざる社会参加”とでもいいうる性質のものだ。一定の関心はありつつも積極的な行動を起こすまでには至らないというこの no exit no voice とでもいいうべきこの選択に連続する形で、一步すすめて自身の思いや他者への共感を形にするリスクも厭わずに発言するといった、より発願的な参加すなわち voice という営為が出現しうるわけである。そして若者たちは、手間暇かけてまで社会に貢献したり世間に影響を与えたりしたいという自身の思いや、瞬時でもいいからいままでの自分を変えたいとの一種のヒーロー願望にも似た自らの願いに向き合いながら、それぞれに社会との関わり方を選び取っているとみることが許されるのではないだろうか。そしてそれこそがまさに「社会参加のつかいわけ」につながっていると考えられるのである。

こうした視点は「当事者意識」にせよ「変身願望」にせよどちらも個々人の思いや願望を基

底にしているという意味で、「社会参加」の基点に想定するのは無理があるようにも思えるが、必ずしもそうではあるまい。変身願望に関して宮原は、「人間であれ動物であれ、他者の動きを徹底的に自分のなかに取り込み、自分のものにしてしまうこと」(宮原 1999: 191)、そして「他者を自分の身に親しいものとして徹底的に観察すること、その結果自分をまるで他者のように感じるができるようになること」(宮原 1999: 193) が変身の前提条件であることを強調している。つまりそれがいかに個人における思い願望であろうと、自分以外の他者とのかかわりを内包するものである以上、社会というものとの繋がりに結実するものになっていると考えることができるのである。

さていささか乱暴であるにしてもこうした整理が可能だとすると、選挙での投票やデモ/署名/集会への出席/ボランティア活動への参加あるいはクラウドファンディングなどを通じた募金/献金といった具体的な社会参加を直ちに類型化してみたいくなる誘惑に駆られるかもしれない。しかしそうした機械的な図式化/類型化はそう深い意味をもつものではないと急いで言い添えておこう。というのも、当事者としての自己認識や変わりたいなりたいという願望、そしてそもそも離脱や発言にまつわる選択の分岐点そのものが、あくまでも相対的なものであって微妙な程度次元において設定しうるものでしかないからだ。ましてやそうした自己認識や願望はまさに人それぞれでありかつ、同じ個人においても状況に応じていかようにも程度が変わり得るのだから。例えば募金や投票にしても、あたかも非日常的なイベントを味わうかのように軽い気分でそれらに加わる者もいれば、それまでの自らの生き様を反省的にとらえ新たな一步を踏み出す覚悟を込めて加わる者もいるだろう。ましてや、今日の若年層が場面にに応じて多元的に自己を使い分けているとの指摘(中西 2005、浅野 2013 など)の指摘を思いおこしてみるがよい。そうだとすると、社会参加のパタンを機械的に図式化してみたところでさほど生産的なものになるようには到底思えないのである。むしろ本稿での作業の意義は別の点にあると強調しておきたい。これまで若者の「社会参加」というと、特定の voice 的営為のみを焦点化する視座しか用意されていなかったように思われてならない。そのために「投票」といったきわめて限定された形の特定の「社会参加」しか掬い上げることができず結果として、現代の若年層は政治参加をしないといった表層的なまでの雑駁な整理ばかりがややもすると喧伝されてきた。その一方で、例えば沖縄の基地問題に関心をよせつつも投票行動などには顕在化しない 2 章でみたような工藤らの眼差しが過小評価されてきたわけである。これに対して本稿で抽出を試みたような no exit no voice という微妙な次元の社会への関わりをも補足しうる視座を準備することで、これまで「見逃されてきた」様々な形の社会参加のつかいわけを視野に収めることが可能になると思われるのだ(8)。性急に社会参加をパタン化するよりもむしろ、いかなる当事者意識や変身願望がどのように若者の中で形成されていくのか、といった点を今後は解明すべきかもしれない。それらの点については別稿に譲ることにしたい。

注

(1)総務省が抽出調査したところでは、2026年2月に執行された第51回総選挙での10代20代の投票率は約43%であり、全体の投票率より13ポイント低かった。ちなみに、投票行動はさておき、広く公的活動への参与が低調化しているのは我が国に限ったことではないのかもしれない。例えば資本主義国家とは政治体制が異なる社会主義独裁国家キューバ

- においてすら近年ではこの点が問題化されている。詳細は、竹本 2008 を参照されたい。
- (2)実はこうした概念の広さあるいは曖昧さから、Putnam の論考にも多くの批判が向けられている。詳しくは竹本 2020 を参照のこと。
- (3)『顔ばれ』怖い ウェブ署名なら」朝日新聞 2022 年 6 月 18 日記事
- (4)例えば「校則誰が決める？立ち上がる中高生」朝日新聞 2019 年 12 月 2 日記事や「政治動かした高校生の熱意 スケボーパーク 市の計画進む」朝日新聞 2022 年 5 月 18 日記事や「きっかけは TikTok の動画だった 中学生の思いシリアに届ける」朝日新聞 2023 年 8 月 22 日記事 など
- (5)浅野は、「個人でも身近な他者との協力によっても解決できない広がりや深さ」をもつ問題に取り組むために「なじみのない他者あるいは見知らぬ他者との間に協力関係を築き上げていくこと」を「社会参加」と定義している（浅野 2011：8）。本稿でいう社会参加という術語も浅野の定義に準じたものだと理解いただいて構わない。
- (6)当事者と外部/周辺にいる良心的支持者との間に醸造される同志的交流が産み出す重要性については本郷 2011 においても指摘されている。また、良心的支持者に関するものではないが、社会運動に参加する若者たちが他者との「共感」を重視する点については富永 2017 に詳しい。富永によれば「彼らはデモに、政治的主張や意思表示をしたいからというだけでなく、政治について話しても問題ないような人々がいて、自分と同じような政治や社会の見方をしている人と『同じ』であることを確かめたいから行くという実態がみられた」（富永 2017：138）。
- (7)ただ厳密に言えば、社会とのかかわりと自己意識の関係については地域/階層/家庭環境といった要因も複雑にからんでおり特定の傾向がみえるわけではないとの指摘もなされている。詳しくは、例えば牧野 2025a 2025b を参照のこと
- (8)日本に限らずこうした“微妙な形”の社会参加が広く見られるのはいうまでもない。例えば香港では、昨年発生した高層住宅火災のあとで民主化運動に発展することを警戒する当局の規制をぬう形で「政治色は出さず、制限されない範囲での被災者支援」が「目立たない」ようになされているようだ（朝日新聞 2026 年 3 月 2 日記事）。

引用・参考 文献

- 浅野智彦 2011 『若者の気分—趣味縁からはじまる社会参加』 岩波書店
 2013 『「若者」とは誰か』 河出ブックス
 2016 『若者のアイデンティティ』論の失効と再編』 川崎賢一・浅野智彦 編
 『<若者>の溶解』 勁草書房 25-52
- 遠藤晶久 2019 「若者の投票率を比較の観点から考える」 明るい選挙推進協会編
 VOTRS 53 9-11
- 2021 「イデオロギーと若者が置かれている政治的コンテキスト」
 (社)生活経済政策研究所 『生活経済政策』 第 288 号 12-16
- 土井隆義 2011 「キャラ化する政治意識の行方」
- 小谷敏ほか編『若者の現在<政治>』日本図書センター 95-127
- 2019a 「社会の後景化と若者の政治意識—政治的無関心と保守化をめぐる—」
 明るい選挙推進協会編 VOTRES 53 12-14
- 2019b 『宿命』を生きる若者たち—格差と幸福をつなぐ』岩波ブックレット

- 藤村正之 2025 「大悲観の小楽観、若者たちは社会と時代をどう見てきたか」 辻泉・浅野智彦 編 『リフレクシブ・ライヴズ』 勁草書房 277-295
- 濱田国佑 2019 「若者の従順さはどのようにして生み出されるのか—不透明な時代における権威主義的態度の構造」 58-90
- 2020 「なぜ現代の若者は『おとなしい』のか」 前掲 VOTERS 57 10-13
- 秦正樹・酒井和希 2021 「教育における政治的中立性が若年層の政治的態度に及ぼす影響」 前掲『生活経済政策』 第288号 22-26
- 狭間諒多朗 2019 「現在志向から捉える現代の若者—学歴による現在志向の違いと若者のおとなしさに注目して」 吉川徹・狭間諒多朗 編 『分断社会と若者の今』 大阪大学出版会 28-56
- 広瀬義徳 2020 「学校の『自由』を開く」—教育の『政治的中立性』確保の誤解を解いて」 工藤宏司ほか 「『民意』と政治的態度のつくられ方」 太田出版 36-54
- Hirschman, Albert.[1970] Exit, Voice, and Loyalty Harvard University Press
(=2009 矢野修一訳『離脱・発言・忠誠』 ミネルヴァ書房)
[1982] Shifting Involvements Private Interest and Public Action
Princeton University Press
(=1988 佐々木毅ほか訳『失望と参画の現象学』 法政大学出版局)
- 本郷正武 2011 『『良心的支持者』としての社会運動参加』『社会学評論』62 (1) 69-84
- 吉川徹 2009 『学歴分断社会』 ちくま書房
- 2019 「若者の投票参加—小さすぎる存在感」 明るい選挙推進協会編 VOTERS 53 6-9
- 2021 「政治から切り離される若年非大卒層」 (社) 生活経済政策研究所『生活経済政策』第288号 7-11
- Klandermans, Bert. 1997 The Social Psychology of Protest Blackwell Publishers
- 小谷敏 2018 『21世紀の若者論』 世界思想社
- 工藤宏司 2020a 「『民意』という研究対象」 工藤宏司ほか 「『民意』と政治的態度のつくられ方」 太田出版 5-15
- 2020b 「『若者の政治的無関心』を嘆くその前に」 明るい選挙推進協会編 VOTERS 57 7-9
- MacCarthy, J.D.and M.N.Zald 1994 “Resource Mobilization and Social Movements: A Partial Theory” in Zald and MacCarthy ed., Social Movements in an Organizational Society New Brunswick
- 牧野智和 2025a 「『私』のあり方と『社会』への態度はどう関係しているのか」 辻泉・浅野智彦 編 『リフレクシブ・ライヴズ』 勁草書房 229-248
- 2025b 「自己をめぐる再帰性はアイデンティティ形成に寄与するのか」 小川豊武ほか編 『『最近の大学生』の社会学』 ナカニシヤ出版 27-46
- 松下秀雄 2020 「若者が政治を動かす時代の到来？ 問題はおとなの側にある」 明るい選挙推進協会編 VOTRES 57 4-6
- 松谷満 2019 「若者はなぜ自民党を支持するのか—変わりゆく自民党支持の心情と論理」 吉川徹・狭間諒多朗 編 『分断社会と若者の今』 大阪大学出版会 92-120
- 中西新太郎 2005 『若者たちに何が起きているのか』 花伝社

- 2011a 「アンダークラスでもなく国民でもなく」 小谷敏ほか編 『若者の現在—政治』
日本図書センター 309-341
- 2011b 『若者の気分—シャカイ系の想像力』 岩波書店
- 2019 『若者保守化のリアル』 花伝社
- 野口雅弘 2021 「『政治的に中立でいたい』時代の『政治的なもの』」
(社)生活経済政策研究所 『生活経済政策』 第288号 27-31
- 岡村優努 2020 「教育機会確保法と『学ぶ主体化』される子どもたち」 広瀬義徳・桜井
啓太 編 『自立へ追い立てられる社会』 インパクト出版会 117-132
- Putnam、Robert [2000] Bowling Alone NY Simon&Schuster (=2006 柴内康文訳
『孤独なボウリング』 柏書房)
- 境家史郎 2021 「政治参加とは何か」 明るい選挙推進協会編 VOTRES 61 4-6
- 桜井智恵子 2020 「自律的な『主体化』という政治的態度—学校はいかに関わってきた
か」 工藤宏司 ほか 『『民意』と政治的態度のつくられ方』 太田出版 16-35
- 竹本達也 2008 「キューバにおける社会意識」 四国学院大学大学院『社会学研究科紀
要』8号 21-42
- 2020 「個人化および私事化するソーシャルキャピタル —R.パットナムの議論の再構成
を通じて—」 四国学院大学論集 158号 33-60
- 寺地幹人 2025 「『努力主義』の衰退と『親ガチャ』」 (社)生活経済政策研究所『生活
経済政策』 第341号 7-11
- 2025 「努力主義の衰退は何をもたらすのか」 辻泉・浅野智彦 編 『リフレク
シブ・ライブズ—青少年研究会調査にみる「曲がり角」の時代の若者たち』 勁草書房 189
-208
- 富永京子 2017 『社会運動と若者』 ナカニシヤ出版
- 2021 「若者の『社会運動嫌い』?—社会運動に対する忌避感とその原因」
(社)生活経済政策研究所『生活経済政策』第288号 17-21
- 友枝敏雄 2017 「保守化の趨勢と政治的態度」 友枝敏雄 編『リスク社会を生きる若
者たち』 大阪大学出版会 102-126

The Shifting Involvement of Young People in Japan

TAKEMOTO Tatsuya

This paper aims to explore the concept of social involvement of young people in Japan. Currently, it is often asserted that young men and women do not attempt to participate in social affairs. However, these arguments tend to only focus on political involvement, such as voting. In contrast, this paper examines social participation among young people with reference to Albert Hirschman's(1970) framework, Exit, Voice and Loyalty.

This re-examination yields two key findings. First, the concept of “consciousness as person concerned” affects the choice between “exit” and “no exit”. Second, the expectation of self-change plays an essential role in social involvement. These results suggest that it becomes necessary to reconsider social participation of young people in Japan.

Keywords : social involvement; exit; voice